

平成 26 年 3 月 7 日（金曜日）

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成26年3月7日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副	町 長	遠藤 健治 君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民稅務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院 事務長	横山 孝明 君
總務課長補佐	三浦 浩 君
總務課上席主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 高橋一清君

事務局職員出席者

事務局長 阿部敏克
主幹兼総務係長 三浦勝美
兼議事調査係長

議事日程 第4号

平成26年3月7日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第26号 工事請負変更契約の締結について
- 第3 議案第27号 工事請負変更契約の締結について
- 第4 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
- 第5 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 第6 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 第7 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第8 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 第9 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第34号 普通財産の貸付けについて
- 第11 議案第35号 宮城県市町村職員体側手当組合格約の変更について
- 第12 議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規定の変更について
- 第13 議案第37号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第14 議案第38号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算(第7号)
- 第15 議案第39号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第16 議案第40号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第41号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第3号)

- 第18 議案第42号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第19 議案第43号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第20 議案第44号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 - 第21 議案第45号 平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 第22 議案第46号 平成25年度南三陸町病院事業会計補正予算（第1号）
 - 第23 議案第47号 平成26年度南三陸町一般会計予算
 - 第24 議案第48号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
 - 第25 議案第49号 平成26年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第26 議案第50号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計予算
 - 第27 議案第51号 平成26年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算
 - 第28 議案第52号 平成26年度南三陸町市場事業特別会計予算
 - 第29 議案第53号 平成26年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
 - 第30 議案第54号 平成26年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
 - 第31 議案第55号 平成26年度南三陸町水道事業会計予算
 - 第32 議案第56号 平成26年度南三陸町病院事業会計予算
 - 第33 議案第57号 平成26年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

連日ご苦労さまでございます。本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において10番山内昇一君、11番菅原辰雄君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

日程第3 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

日程第4 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

日程第5 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

日程第6 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

日程第7 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

日程第8 議案第32号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第26号工事請負変更契約の締結についてから、日程第8、議案第32号工事請負変更契約の締結についてまで、以上本7案については、昨日一括議題として細部説明が終わり、質疑の途中ですので、本日も引き続き継続審議とし、これより質疑に入ります。

昨日、阿部 建君の質疑に対する答弁を保留しておりますので、当局より答弁を願います。
建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、昨日のご質問にございました細浦漁港の調査の受託した業者について報告させていただきたいと思います。

平成23年10月13日付で、日本海洋コンサルタント株式会社東北事務所と契約金額5,355万円で契約をしております。当該業務に係る調査する施設が44施設ございまして、今回テント下

物揚場に係る委託料としましては、121万7,000円となります。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君、よろしいですか。阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 日本何とかって、コンサルタントって。海洋……（「海洋コンサルタント」の声あり）それで、全ての漁港が5,355万と、細浦については121万7,000円ほどだという、そういうことですか。細浦漁港の分は171万円だと、設計費が。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回、契約は漁港ごとに契約をしております。それで、当該、細浦に係る部分は、清水漁港と細浦漁港一括で発注をしております。2港を合わせまして5,355万円でございます。ただし、2港の漁港の中で、災害復旧の対象となる構造物、これが44基ございます。それ1基ずつ査定を受けるものですから、44カ所調査をする費用として5,300万でございます。それで、今回テント下、細浦の物揚場の構造物についての委託料につきましては、121万7,000円となっております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 専門家ではありませんのでね、設計がどのような形でなされているのかわかりませんが、細浦漁港と清水漁港、2つの漁港で5,355万を日本海洋コンサルタントとかという会社が設計をしたんだと。その場合の構造物1個が、1個なんですか、1個121万7,000円、44基ですね。そういう構造物がどうこうとかね、そういうことは、我々はそこまでわかる必要もないからいいんですがね。ただ、清水漁港と2漁港で5,355万円の設計費をね、多額の設計費をかけたね、その内容がですよ、立派にできるならいいんですよ。設計はね、何尺であるか、どこまでどの程度の内容の工事がその場所に対応できるかですね、それら確実なものでなければならぬだろうと。決して安い設計料ではないんです。そんなことで、あの場所は、これはちょうどね、神様がここに持ってきたんだね。私の机の上に親切に渡したんだと。去年の7月に総務常任委員会で細浦漁港視察したのね。そのときの説明もちょっと書いてある。そんなことで、説明の内容ではね、今ごろね、これから設計をするとかね、そんな問題じゃなくて、即座に、一日でも早く進めるべきだと、進めるんだと、そんなように記憶しているんですけれどもね。今、これから設計発注をして、するんですか、そしていつごろ完成するのか。けさほどね、私もここで発言をするにはね、あらゆることを調べてきています。住民の声、大変な怒りですよ。20軒の漁業家が利用しているんだと、船着き場に。いつまで何やってるんだと。とんでもない怒りです、地元ではね。生活がかかっているんですから。政治は生活ですよ。それが今になってどうだこうだね。しかも、そこへね、名前は非

常に立派だ、日本海洋コンサルタント。これ設計料当たり前に払うんですか、こういうのに。私はね、払うべきではないと思いますよ。こんなわけのわからない設計。素人にも劣るような設計するね。とにかくね、内容ね、わからない方も多いと思いますがね、そんな内容なんです。課長、わかっていますか。何軒が利用しているのか。今ワカメで非常に大変なんだと。いまだかつてね、皆終わるんですから、各漁港は、本年度で。細浦だけがね、とんでもないね。同じだ、いつ行っても。けさ行ったらね、反対側、ちょっとね護岸のほうやってたけど、船着き場、それは全然やってない。なぜ遅れてるのか、今までね。まずそれが1つ。なぜ遅れてるのか。

それから、その設計屋さんに、設計料をね、じゃあまけてもらうか、払わないか、説明をしてもらおうか。この辺についてどんな考えを持っているのかね、課長でもね、課長だけでもね難しいだろうと思いますがね。普通はね、過ちを犯したんだから、過ちを。設計料払う必要はないと思いますよ。いかがですか。今、それらの点の質問に答弁してください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 何点かございましたので、1個ずつ回答したいというふうに思います。

まず、今回、平成23年の10月に契約をしております、24年の3月15日までの契約で業務を行っております。これは、12月にかけて国の災害査定がありましたので、その査定に間に合わせるために業務を行ったものでございます。それで、繰り返しになりますが、基本的には災害査定は原形復旧でございます。既に何十年来そこに構造物がありまして、しかも今回の津波でも持ちこたえたという構造物でございますので、いずれそれなりの体力があるのだろうということでございますので、業者に対しては、議員皆さんからいろんなご質問いただいておりますが、そこまでの詳細の設計は発注はしておりません。あくまでも仕様書に基づいた業務でございますので、例えばボーリングをすれば、そういうことは一切業務の中には含まれておりませんので、業者のほうは与えられた資料の中で成果品を提出したということでございまして、この分に係る委託料につきましては、既に23年度予算で支出済でございます。

多分、昨日来、議員の皆様からいろんなご意見をいただいて、詳細にやるべきじゃなかったかというご意見をいただいているところでございます。そういう業務をすれば、すぐに委託料という形で反映をさせなければならないということでございまして、いろんな意見をいただいたもんですから、きのう、もしそういう業務をしたら幾らになるのかなということで試算をしてみました。例えばボーリングをする、それから詳細な調査をする、それからいろん

な方法を検討して業者に委託をしたら幾らになるかと。実は、細浦だけで2億4,700万円ほど必要になります。このうち補助で認められているのが約10分の1ほどの2,500万円ほどしか認められないわけですから、約2億2,000万円ほど町で単独費で支出をしなければならぬという状況になります。残りの漁港もそういうふうに取り扱ったと換算すれば、30億円以上の町の持ち出しが発生するわけですから、これは時間もそうですけれども、そういう金額がかかるということですから、そこは冒頭に申し上げましたとおり、ここ何十年来何ら影響もなく無事に構造物があったわけですので、そこまでの必要はないだろうというふうな判断を国もしていますし、町のほうもさせていただいたところからでございます。

それと、細浦漁港の今後の計画でございますけれども、現在物揚場付近のボーリング調査を終わっております。土質のデータが出ましたので、それに基づきましてどういう構造物が必要か、今設計をしているところでございます。なるべくといいますか、4月中には一定の計画を取りまとめまして、地元のほうにはご説明に伺いたいと思っております。それで、地元の方のご了解いただければ、工事の発注に進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

あと、現在どのくらいワカメの養殖をしている漁業者がいるかということにつきましては、詳細はつかんではおりませんので、そこはちょっと答えることができない状況でございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） ボーリングにね相当の金額がかかると。だからね、設計どおりにやっつてね、構造物が倒れてもいいんだと、しょうがないんだというふうな答弁みたいですが、何億かかってもしょうがないんじゃないですか、倒れないようにやるんでは。それはあなたが決める金額ではありませんからね。それは議会に提案して、議会が決めるんですよ。そうすると、今度の細浦、今ボーリングをかけていると何億かかるんですか。ボーリングに何億かかるんですか、あれだけの、何メートルありますか。何を言ってるんだかね、あなたの答弁はね、あんまり言いたくありませんがね。誰も理解してませんよ、こんな答弁したって。設計料だけで2,500万円も2,600万円もかかっているでしょう。細浦だけでもね。私は納得はしません。わかりましたなどということは間違っても言いませんから、今後の課題に。しかしね、限られた質問時間でもありますので、本日における質疑は水かけ論になりますので、なおさらにこの件については、さらなる、私は私なりに、そのコンサルタント会社などに問い合わせたり、必要によっては特別委員会等も考えてみたいと、こういうふうに思うのね。

きょうは、私の分は終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第26号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
これより議案第30号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第31号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第32号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第33号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に被災した堺、長羽地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第33号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

契約の目的は、39ページの議案書のとおり、歌津港地区の防災集団移転促進事業、堺・長羽団地造成工事でございます。

当初の契約金額に対しまして4,255万3,350円を減額するものでございます。

変更の理由でございますが、当初積算時点で県事業に利用する、あるいは町の事業に残土を仮置きするという調整を図っておりましたが、その位置が明確に定まっていなかったということで、結果的に残土の仮置き場が近隣に確保可能になったということで、残土の運搬距離が大幅に減少いたしました。それと、当初、設計時点でボーリング調査結果等によりまして、当初設計の土質の一部にやわらかい岩があるということで設計を組んでおりましたが、通常の掘削機械、いわゆるバックホーで施工が可能な一般的な土質となったことが減額の要因でございます。

ご審議の上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 結果的には最初に見積もっておった積算見積もりから工事内容が軽減というか、最初のよりは距離にしろ、あるいは土質にしろ、最初積算したよりは軽減されたということで、この減額補正ということになったという説明なんですね。これもまたね、どのような設計をしたのかということなのね。まあ震災ですから急いでやるのは仕方のないことであって、1日も早くやらなきゃならないということでやったことは、まあこれは認めるん

です。しかしながら、やっぱりやるべきことはきちんとやっておかなければならないわけですよ。地盤調査なり、あるいは基本設計といいますかね、土地のですよ、やる際にもきちんとした、あるわけですからね。その方々のまた設計委託料でも出してるわけなんですよ。だから、お金はきちんと出してるんですから、何をお金をもらって調査したのかということになるんですよ。安くなればいいのか、増額だからだめだとかという問題ではないんです。何を設計したのやということになるわけなんですよ、前項の議案と同じようにね。急いだからとか、急がなきゃならないからということではないわけですよ。逆にそれなりの調査をする期間、あるいは経費というものはきちんと出しているわけなんですよ。そこは明確にね、説明してもらわないと。

積算書提出できますか。どういう見方して出したのか。また、どういう業者で、何ぼかけたのか。これはさっきの漁港と同じようになってくるんだけどね。どうもね、やり方がね、はっきり言ってずさんですよ、ずさん。そう言いたくなりますよ。普通の工事と違うんですからね。家を建てるんですから、建てた後、ちょっとした地震で地盤がぐらっときたなんてことも考えられるような心配をしますよ、こんなやり方をしていると。誰を信じていいのかわからなくなってきた。信じられない、こんなやり方していたんでは。何という業者で、どのよう設計を組んだんですか。その残土の運搬が当初まだ場所がわからなかったと、どこに置いたらいいかわからなかった、残土をね、置き場。わかった段階で、決定した段階で距離が短かったと、じゃあわからない箇所に何キロ搬送するという見積もりを立てて金額が出てきたのかということにもなってくるわけですよ、今度は。客観的なものの言い方をするとね。どうもあやふやだ、やり方が。そう思いませんか、端的に。私はそう思いますよ。それじゃあ、その入札かけた、設計委託したやり方というのは、一体何を根拠にやったのかということになりますよね。私怒ってるんじゃないんですよ。誰が聞いてもおかしいと思うからこそ言ってるんであってね、素直な、率直な本当に疑問ですよ。そう思いませんか。もう少しね、わかるように、納得いくような説明。これ、課長を責めたって、なかなか課長も大変だと思うんだ。担当課だから仕方ない、本当にね。あなたの苦労が一番わかっていますから。何という業者で、幾ら払って、大体この建物にしろ、構造物にしろ、あるいはこういう造成もしかり、大体工事費の何%がその設計料とか何とかと出てくるわけなんですよ。そうすると、この工事費が安くなれば設計料も安くならなければならないんでないかと、客観的に思うんだけどね。それはそのままなんですか。まあ、建物とは違うからだけでもね。造成の設計ですけれどもね。その辺もう少しわかりやすいようにね、納得いくような説明を

していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと複数の質問がございまして、うまく答弁できるかどうか分かりませんが、当初、設計の部分につきましては、調査等、現場が実際に施行が違うと、いわゆる今回の変更になった部分につきましては、土質の部分だけでございまして、運搬距離の関係につきましては、調査業者が場所を指定するものではなく、町のほうとして指定できるかどうかという部分が大きな要因になっていますので、町のほうとしてこの時点で残土の仮置き場として確保していたのが、細浦界隈のあたりの土地しか実はございまして、その後、残土置き場を明確にしてから発注するというのが普通のやり方かと思えます。それをやりますとまた県との調整とか、そういったいろんな調整がありまして、また2カ月、3カ月かかってしまうと。そういうことであれば、発注をして、現場に入って測量して、抜根して、そういった期間の中で仮置き場というものを設定できるだろうと。そして、1日でも早く完成にこぎつけたいという、ラップする部分はラップさせましょうという形で発注をした経緯がございまして。

当初積算では10キロ程度ということで積算を組んでおりました。10キロ程度というのは10キロです。実際は複数箇所に分散して仮置きをしておりますが、一番遠いところでも田の浦の農地復旧事業、県で行っております、そこに直接土を有効活用してかさ上げに使ったところが一番遠いところございまして、そこで2.5キロほどということで、大幅に距離数が減ったということでございまして。土の量全体は2万500立米ほどございました。ですので、単価的にかけても、経費等も入れて、当初から見ますと1立米当たり直接工事費で1,000円から1,150円ぐらいとしても減少してしまうということになりまして、諸経費まで入れて残土部分の運搬部分ではどうしても4,000万円近い金額が減少するというところで、設計の部分とはちょっとこの部分は町の指示事項の部分でございまして、そこはご理解いただきたいなと思えます。

ちなみに、設計業者につきましては、共和コンサルタントというところございまして、これも港の堺団地、長羽団地のほか、田の浦団地、石浜・名足団地、泊浜団地、館浜団地、複合して一括して設計をかけておりますので、港の部分でどれだけという部分はちょっとお答えできませんが、全体で6,800万円ほどの設計費でありました。

その仮置き場の関係につきましては、ほかの団地においても同様の状況でございまして。走りながら少しでもラップして、町と施工業者が準備期間中にできる限り残土置き場をラップさ

せながら期間を短縮して全体の工期を短くしようという観点もございますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 土質につきましては、設計業者さんの専門的な見方によって、いわゆる通常のバックホープラス、リッパ付といいまして、爪のついたブルドーザーで起こしながらバックホーで掘削すると。今ちょうど志津川市街地の東地区、東工区でもそういった工法でやっておりますが、それに類する土質が出てきているということで、設計を一定のボリュームを見込んで積算をしておりました。

実際は、リッパ付のブルドーザーを搬入しなくても、通常のバックホーで掘削できるという状況になりましたので、その部分につきましては減額要素という形になりました。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の説明ですと、やはり減額金額の大部分が残土の搬送する距離が短くなったということで減額だと。まあ残土ですからね、再利用するためにいろいろな、できれば短いところ、近いところに搬送するというようなやり方、これは大事なことでありますからいいかと思います。ただ、余りにもね、1億9,000万円のうちの4,200万円の減額ですから、その割合がね、何を根拠に工事を発注したのかなということが自然的に不思議に思うわけでありましてね、説明を聞けばそうだとということでもあります。

実際に、これは、今度は施工した業者のことになってくるんですが、何ですかこれは、阿部藤建設ですか、なかなか言いづらい面も多々あるわけですがけれども、その台数とか何とかというのは変わりはないんですか。土の量によつての。距離は短くなったのわかる。搬出する台数というのは、チェックはどの段階でやるのか。どういったことでやるのか。出た量で台数というものをやるんですか、その見積もりの中で。今のダンプのね、だからその積算書がどういうふうになってるのかなんですよね。細かいことまでなかなか言いづらいんですけどもね。

あとは、土の質がやわらかいために、要するに取りやすかったと、何か今爪がどうのこうのというような、工事現場での作業が取りやすかったがために期間も短かったという解釈なんですか。土を掘削するに当たって。要は、硬い岩盤だと思ったんだけどもやわらかかったと。そのために使う、掘削する機械の種類が変わったためにそれも安くなったと。だから、この設計、土質調査はしなかったわけですか。この岩盤、最初のかたいと思ったんだけども、実際やったら柔らかかったということなんでしょう。だから、それは何設計したんです

か。調査したのやということ。調査費はやらなかったわけですか。調査、土質の調査はしなかったのかということ。やったんでしょ。何をやったのやということなの。かたいと思っただけでもやったっけやわからなかったという説明なんだから、何を調査したのかということになるわけ。そこです。その台数か何かはもう間違いなく搬出された、量は間違いなく2万500立米ですか、この量は調査したものと実際に出た量がマッチしてるんですか。そうすると問題は質ですね。その質はどういうふうな質の積算見積もり出てたんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 実際設計する前に現地調査の段階でボーリング調査を行います。ボーリング調査は大体1ヘクタール当たり1点ないし2点ぐらいで調査をかけていきます。その中でどうしてもボーリング調査は点の部分にどうしても調査になりますので、それを地形上から推定して面的にボリュームを図っていくと、計画をしていくというふうな設計をしておりますので、どうしても詳細までの調査というのは、ボーリング調査だけで判断はできかねると。下の中に入っている部分が、単純にお話ししますと、たまたま当たったところにそういった岩があったと、本当の一部だけあったとなってしまうと、そのまわりも一体的に岩であろうというふうな、どうしても積算を組んでしまうと、それが実情でございいます。ボーリング調査に何点も、もう少しこまめにやればいいのかという多分考え方もできるかと思いますが、一定の調査費というのは集団移転の場合補助事業上決められておまして、そこでどれだけやるかによって制度は高められますが、スピード感、あるいは補助金との兼ね合いもございいますので、そういった基準の中で実施したがゆえに、ほかの団地でも同様のケースがどうしても出てしまうということでございます。

あと、ダンプの部分なんですけど、あくまでも積算上は、最終的にはボリュームで積み上げます、計算しますので、ダンプの台数とかじゃなくて、あくまでも2万500立米という土質とそれで、いわゆる事業費が出てくるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） でも何だね、かたいと思ったところがやわからかったと。そのボーリングする箇所によってね。その防集の造成、いっぱいいろんな箇所でやってるんですけどもね、例えば、最低限度何カ所ボーリングしなさいとか、この面積に対しては何カ所とかという規定というのはあると思うんですよ。今の課長の答弁ですと、予算とか期間とかのことだけで、果たして今のやられたボーリングの箇所だけで大丈夫、安全性が確保されるというか、

信頼できるのかという問題出てくるんですけれどもね。それは法的にうたわれているんですか。何平米当たりだと何メートル間隔にボーリングしなさいよとか、何カ所やりなさいよということは、どういうふうになっておるのかね。それにマッチしているのかどうか。

問題はね、後で家を建てたらね、先ほども言いましたように、ちょっとした地震がぐらっときてね、土台が傾いたとか、そういう問題が起きなければいいなということなんですよ。それだけきちんと責任を持ってといたしますか、自信をもってね、被災者の方々に宅地として販売して大丈夫かという、その安全性というのが担保きちっとできるかという、そこが心配なんです。こういうやり方を見るとですね。やり方というか、結果的にね。設計調査したらかたかった、実際に掘ってみたらやわらかかったとか、そういう問題が出てくるとね、果たして家を建てて大丈夫かという心配も出てくるのでこういう質問をしているんです。

以前、戸倉の例の、今度戸倉地区で造成をしようとしているところに産業廃棄物、造成しているうちにまた出てこないかなという心配もあるんだよという話もしておきましたけれどもね。それと同じようなことなんですよ。だから、そういうことをきちんと「大丈夫ですよ」という、胸を張ってね、後で、調査が、ボーリングする箇所が少なかったためにこういう事件というか、結果がでてしまったとかということがないようにね、言っておきますよ。後で誰が責任をとるかということですよ。

町長、これ最終的には町長の責任になるんですよ。ねえ、町長。疲れているようだね。副町長か、なかなか疲れているようだから。最終的には本当にね、町が責任を持たなければならないと思うんですよ。どうですか、その辺、きちんとした。トップとすればこれは担当課にお任せしてやってるから大丈夫だということになると思うんですがね。とにかく心配なんです。そういうやり方だと。課長か、答弁ね。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ボーリング調査の頻度は、ちょっと名称は忘れましたが、コンサルさん方と相談をした上で、何かの指針がありまして、1ヘクタール当たり1点というのが一般的な点数の頻度といたしますか、という話は伺っております。それを基本としてやりますけれども、ただ、従来から山林だったところをその基準では多分クリアできるか、ある程度の地質というものは想定はできるかと思うんですが、畑である場所について、あるいは地域の方々からあそこは少し改変された、いわゆる土を動かしたことがあるよという情報ももらいつつ、そういったところについては1ヘクタールであっても3点ぐらいやるとかですね、そういったことをやりながら確認をしていると。そうした上で設計に反映していくと

いう状況でございます。

それと、あと、そういった土質、軟弱な地盤の部分のあった場合の町の責任ということではございますけれども、そういったボーリング調査をした上で、一部盛土になる部分なんかも当然ございますので、そういった部分については現地で支持力試験をやりつつ盛土をしていくというふうな工法を、確認行為を行っておりますし、一番最後、いわゆる工事を完成した後、確定測量に入りますけれども、確定測量とあわせて、町の品質管理の一環として、何点か、例えば切土の厚さの薄かったところとか、通常山林だったところとか、そういった一定のポイントを定めて、支持力の検査も行っております。それは直接その後住宅を建てる方々に直接使えるものでは恐らくないと思います。ただし、ハウスメーカーさんからこの一帯の部分の状況はどうだったのか、そういった試験データを示してほしいといった部分に説明責任を果たせるように、そういった場合は情報を提供するという事で考えてございます。それも、その盛土で中間段階として現場で支持力の検査をやったところも含めて、町として最終確認をやって、いわゆる住宅建設に当たっての基礎の構造でありますとか、そういった検討材料にさせていただくという検査を、確認行為を行っております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番今野です。

きのうから契約金額の変更ということで質疑しているわけですが、増額、減額ということで、る提出されています。そこで伺いたのは、いろいろな事業で、特に震災関係で事業がふえているわけですが、例えば、契約金額で100万円以内とか、あと契約金額の何%以内ならば議会に付きなくても変更できるという、当然行政の監視、チェック機能を有している議会軽視という形にならないところで、合理的なシステムがあるのか。もしくは、ほかの自治体ではそういった流れというか、動きになっているかどうか。もしそういう事例がありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当町では基本的には5,000万円以上の工事請負契約については議決事件という形で付しておるわけでございますけれども、昨今、どうしても復興事業の事業幅が大きいということもございまして、宮城県等におきましても、変更契約の金額ないしパーセンテージ、ある程度、一定の程度ですけれども、これは執行部提案というよりは議会での発議によりまして、その程度であれば町の執行権の中で、いずれこれは専決という形になるかと思っておりますけれども、専決を行って、のちの議会で報告をするという形で、復興事業が

円滑になるべく進むようにという形でご配慮いただいている事例がございます。

一番新しい事例では、宮城県でございますけれども、大きな市におきましても、一定程度、これは過去からも設定している部分もございますけれども、そういった形で、そのパーセンテージいろいろございます。事業費の10%以内とか、金額が500万円以内、1,000万円以内、いろいろございますけれども、そういった形で設定をしてでございますけれども、当地におきましても、もしご検討いただけるのであれば、今後議会内部におきまして前向きに進めていただければ非常にありがたいなというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 議会事務局長。

○事務局長（阿部敏克君） この問題につきましては、議会初日の全員協議会のほうでご説明しております。今後、いわゆる議会としても執行部から専決処分という部分で、地方自治法180条に伴う部分をやれるかどうか、今後議会としてもそれを含めて検討していくということで皆さん方にお諮りしておりました。それで、今後、この議会終了後には、改めて行政改革の特別委員会等か、全員協議会等でできるのか、やるとしたらどこまでやるのかという部分は今後の検討課題だと思っております。

なお、やっている町村におきましては、近隣の町村では涌谷町さん、涌谷町さんにつきましては、今、議会の通年議会という部分でやっております。それで、通年議会ということになりますと、うちのほうみたいに1年間、通年議会ですので、いわゆる町長が臨時議会を開くいとまがないということが、できなくなるわけです。それでもって、その解消のために、議会として町のほうへ、町長のほうに何百万円かの工事変更については専決処分を委任するというふうな形でやっております。

それから、あと、損害賠償関係で、和解等の部分について30万円以内とかというほどで町内の、県内でもやっているところが多いかと思っております。ただ、隣の同じ震災を受けました女川町においては、確認したところこの180条に基づく委任行為はしていないということがあります。なお、あと県内でも何町村かその部分でやっている町村はあるようでございます。当町議会としても今後その部分でやるかやらないかについては検討していくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私もこの減額の関係、ボーリングというようなことで、伺いをするわけですが、ボーリングね、私も商売柄ね、しょっちゅうボーリング頼んでやってるんですよ。今ね、建設課長がボーリングすると何億、3億か2億かかるとかね、一体ボーリング

何メートル、1メートル幾らで積算してるのかね。

そしてね、港をね、港団地ね、しょっちゅうわたしも行ってみてるんですけどもね、全く、議員の社員さんがおりますからね、いいんですけどね。道具だって爪のあるやつね、あれで設計したと。あいつ関係ないんだから、今、ここの減額にはね。私はそう思いますよ。だから設計屋さんが、工事屋さんが何を使おうとね、何も設計どおりにやらなくてはわかんないというものでもないから。完了すれば、都合よくやればいいんだけども、ただ、ボーリングの問題はね、やはりもう少し数多くね、幾らもかからないんですよ、ボーリング、そんなに。建設課長はね、言ってるのはね、何を言ってるのか一つも私は納得していない、本当は。100メートルで幾らかかると思いますが、認知で。70メートル、100メートルしょっちゅう私は掘ってるんだから。100万円かからないんですよ、1本掘るのに。高いところ選んで設計屋さん使ってるんですか。最小の経費で最大の効果で何て、最大の経費で最小の効果を求めるのか、あなたたちは。

簡単な質問ですのでね、ボーリングする場合に、直径幾らの管で、何メートルぐらい、あそこなんか何メートルもないんですから。全部やったってね、ボーリング全部掘ったってね、幾らかかりますか。100メートル掘るのに幾らかかると思いますが。現に私、2社も3社も使ってやってるんだから。そこら辺ね、あなたたち専門家だからわかるでしょう。2億円ぐらいかかるのすか。あの面積でね、あのぐらいの面積何でもないんだから、今やってるの。5メートルぐらいだから。そこで何億もかかるって説明だから。何か納得いかない。

それはそれでいいんだけども、団地関係ね、全くないんだから、かたいかなんというか、岩が、かたいところが。全くないといってもいいぐらいの、全部岩に見たのすか。ボーリングしたところがたまたまそういう岩盤に当たったのかわかりませんがね、まあ本当の何坪だ。発破かけてとったようでもないしね。今機械が優秀ですからね。簡単に落ちたのかなと思いますが、その辺は専門家でないのでわかりませんので、一体そのボーリング単価、場所にもよるんでしょうけれどもね、ボーリング単価ね、幾らで見ているのかね、それだけちょっと。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと資料がないので単価についてはちょっとご説明することはできませんが、集団移転の場合ですが、現況地盤から計画地盤からさらに、確か1メートルか2メートルだと思います、それよりまたさらに1メートルか2メートルという深さまでボーリングしますので、どちらかという一番山の形状がこういう形状でありますと、例えば一番高いところからその地盤のマイナス1メートル、2メートルまで調査をするとい

うことをございますので、場所によってちょっとその深さがどうしても変わってしまいますが、単価については申しわけございません。持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○議長（星 喜美男君） 後刻提出させます。ほかに。4番小野寺久幸君。

○9番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

これまで減額ということで全体で幾らぐらいになるのか。それから、今回減額というのが多いみたいなんですけれども、増額という場合もあるかと思うんですけれども、この減額された場合、残ったお金というのはどのように処理をされるのか。それから、また仮に何かのことで増額で足りなくなった場合は、それはどのように手当てされるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当該年度、補正予算のタイミングがもし合うのであれば、事業で減額した部分につきましては、当然予算補正で減額すると。また、既定予算でどうしても収まりきれないで、足りない場合もございますので、その際にはあらかじめ補正予算で予算を増額して、再度議決事件であれば増額分につきましては議決をいただいて工事契約の変更をするといった手順になろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○9番（小野寺久幸君） この残ったお金を例えば、ほかの事業に使うということは考えられるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 通常、ただいま行っている事業は大きく復興事業と災害復旧事業でございまして、基本的には100%国費で賄われてございますので、事業費を減額した分落とせば、当然その分100%財源も落ちるわけでございますので、他事業へ振りかえるということはちょっと現実的には難しいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○9番（小野寺久幸君） そうしますと、それは国に返すということになるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、災害復旧事業であれば、終了後それに見合った財源きちんとまいますけれども、復興事業につきましては、復興交付金の事業を使ってございますので、最終、その財源が精算で残った場合は、全額国のほうに返還する手続きをとらなければいけません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言を求められておりますので、発言を許可します。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほどのボーリング調査の単価の部分でございますが、土質によっても、想定土質によっても違いますが、一般的なれきまじりの土、一般的な土の部分では、諸経費も入れますと調査単価で1メートル当たり4万2,000円ほどになるということです。直径ですか、66ミリでございます。

なお、先ほど、計画地盤より1メートルか2メートルというお話しをしましたが、計画地盤より2メートルの深さまで調査を実施しております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 昨日、議案第23号で財産の交換の関係の条例の決定いただいておりますけれども、14番議員からのご質問で、普通財産の無料貸付の関係で、震災前から貸し付けた事例そのままになっているのかどうかというご確認の質問ございました。確認いたしましたところ、震災前に貸し付けてた物件につきましては、震災後全て契約を解除して、現在はございませんので。今契約しているのは震災後の被災地の貸し付けの部分だけでございます。

日程第10 議案第34号 普通財産の貸付について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第34号普通財産の貸付についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号普通財産の貸付についてをご説明申し上げます。

本案は、三陸沿岸道路、歌津・本吉間の工事に伴う町有地の使用貸借について国より協議があり、当該町有地を工事期間中無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第34号の普通財産の貸付についてご説明を申し上げます。

初めに、議案関係参考資料の69ページをお開きください。69ページです。

図面がちょっと見えにくくて申しわけございませんけれども、今回無償貸付にてご協議する箇所につきましては、三陸自動車道沿線の（仮称）歌津インターチェンジから（仮称）歌津北インターチェンジ間における、ちょうど図面で青丸で囲まれた2カ所に分かれてございます。ご記憶にあらうかと思いますが、さきの12月定例会におきましても同様の無償貸付をご提案いたしまして、ご決定いただいた経緯がございますが、今回は2回目の提案でございます。

具体の場所でございますが、次の70ページをごらんいただきたいと思います。

これもちょっと見えにくくて大変恐縮でございます。吉野沢地区の公図になりますが、朱色で線引きされている部分が三陸道の用地でございます。それと、1カ所目が水色で着色された沿線上の町有地が対象地でございます。この場所は、ちょうど歌津駅から吉野沢団地に向かう途中のちょうど石泉線の沿線上の山林でございます。用途につきましては、黄色の民有地とあわせて、主に残土処理のための工事用地といたしてございます。

次の71ページをごらんください。

2つめの場所でございますが、吉野沢団地から港へ抜ける町道四谷線の沿線上、その場所は防集の長羽団地の手前1キロ付近の山林でございます。黄色で着色された民有地につきましては、今回国においては買収いたします。町有地の貸し付け部分とあわせて三陸道整備のための作業道として整備して活用するというところでございまして、事業の完了後は国からその作業道のまま町へ移管される予定となっております。

続いて、議案書の41ページをお開きください。

今回貸し付けする地目は、3筆の山林でございまして、無償貸付する面積は合計で4,500.53平方メートル、約1,360坪になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第35号 宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について

日程第12 議案第36号 宮城県市町村等非常勤職員公務員災害補償等認定委員会
共同設置規約の変更について

日程第13 議案第37号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設
置規約の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第35号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてから、日程第13、議案第37号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてまで、以上本3案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本3案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第35号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第36号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、及び議案第37号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

本3案は、平成26年3月31日限り、塩竈地区環境組合が解散することにより、本町が加入しております各組織において、構成団体から脱退するための規約の変更について、それぞれの団体ごとに議会の議決を必要とするものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では、議案第35号から議案第37号までを一括してご説明申し上げます。

今回、宮城県市町村退職手当組合格約、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の、この3つの規約の変更について議案といたしてございます。退職手当組合などのいわゆる一部事務組合、それと市町村が共同設置している本提案の委員会並びに審査会など、これら機関に関する設置規約の変更を生ずる場合には、地方自治法の規定によりまして、構成する関係団体への協議について議会の議決が必要というふうに規定されてございます。

では、規約の具体の変更内容でございますが、議案関係参考資料の72ページを用いて説明いたします。これは、退職手当組合格約の新旧対照表ですが、今回これらの更正団体のうち、塩竈地区環境組合が本年の3月31日をもって解散いたしまして、その事務については塩竈地区消防組合に引き継がれることとなりました。したがって、別表の第1から塩竈地区環境組合を削る内容となっております。構成団体数につきましては、現在50団体でございます

けれども、1団体減って49団体となります。

以下、73ページの議案第37号及び74ページの議案第38号においても同様の変更内容でございますが、構成団体数につきましては、現行では退手組合より1団体多うございますので、全部で51団体でございます。今回1団体減ることで50団体となります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回上程されましたのは、この塩竈地区環境組合が解散ということで、抜けるということであります。それはそれで内容はわかりました。

総務課長、我が町でですね、いろんな事業所があるわけですね、会社とか事業所あるわけですが、この退職制度がある事業所というのは何カ所ぐらいありますかね、町内で。その制度。今すぐわからないかな。しょうがないと思うんですが、じゃあこれは後でね、調べるって、以前私この関係の質問をした経緯があるんですよ。ただ、1社、1社聞くわけにもいかないというというような話なんだけれども、何せこの宮城県市町村退職組合の掛け金というんですかね、これは何というんだべね、納めるのには。掛け金なんですか、組合料というんですか。負担金ですかね。これ全て町が出す額なんですよ、年間、ことしまだ予算見ていませんが、2億円か3億円ぐらいになってるのかな。職員さんたちの退職のこの負担金がね。100%町が負担してるんですよ。それが2億円から3億円ぐらい毎年出しておる、負担していると。町民が、一般の方々、一般企業に勤めているの方々、退職制度のないところもあるでしょうし、あるところもあるでしょうけれどもね。ですから、町民全体の何%の方々が退職制度のある事業所に就職してるのかなと、そういうことも知っておきたいなと思って今質問しているわけです。

また、この退職組合の、今、町長は何か役員なさってますよね。理事だか幹事とか、まだやってるんでしょう。なんだい、さっぱり知らないふりして。役員、やってるので、これは町長、副町長も退職金のもらう対象者になっているんですが、これ議会は入れないんですかね、議員は。この法律がどうなっているか。常勤、非常勤という名目になっているのかどうか。我々議会議員、これまでは退職金がないから年金があったわけですよ。ところが年金も今度は廃止になりましてね、どこにぶら下がったらいいかと思って考えているんです。せめて救い手を伸べてもらうのはこの組合しかないのかなと思って、今いるんですがね。入ることでできませんか。入れない規約になっているのか。その規約の改正するにはどうしたらいい

のか。その辺、町長ばかりあって議員がないというの、これも不平等だなと思って、今いるんです。年金のあるうちはよかったんだけどね、年金もなくなりましたのでね。同じ特別職ですから。その辺、どうですかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 退職手当組合というのは、市町村職員退職手当組合ということで、各市町の退職手当支給事務を一部事務組合方式で行っているという形でございますので、当該市町村の職員の事務取扱のための一部組合というふうに規定してございます。

宮城県仙台市におきましては、独自に支給してございますので、退手組合には加入してございませんので、当該年退職する職員につきましては、当該年度の予算に退職金を計上して支給しているという内容でございますので、現行の組合規約からすれば、議会議員は加入することはできないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 最終的には組合の議会に付議する形になろうかと思っておりますけれども、制度的にそれが可能かどうか、今何とも申し上げられませんけれども、これまでの経緯からしてそういった事例は発生はしていないという形でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第37号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第38号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第7号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第38号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第38号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、事業の最終年度となります東日本大震災に伴う災害廃棄物処理業務について事業費全体としての整理予算を計上したほか、本年度の最終整理予算の位置づけのもと、各款、各項にわたり減額等の措置を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第38号の一般会計補正予算の細部説明を行います。
予算書のまず2ページをごらんいただきたいと思っております。

今回、予算の総額から170億円ほど減額補正する内容となっております。前年度におきましても最終補正で115億円ほど減額補正した経緯がございますけれども、今回の減額の主な要因は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたけれども、基本的には12款復興費の減額補

正が主なる内容でございます。本年度の事業費の施行分に応じた精算等を行うために、今回予算調整を行いました。細部内容につきましては、12款の復興費でご説明申し上げます。

なお、今回の補正は、前年度の同時期と比較いたしますと、予算の規模はマイナスの45.1%でございます。前年の同時期は1,132億円ほど予算が計上されてございましたので、マイナスの45%という形になります。

なお、予算総額の内容でございますけれども、現計で621億円でございますけれども、このうち、通常分が85億1,000万円、約13.7%、震災復興分が536億円ということで、86.3%が震災復興分という形になろうかと思えます。

では、続いて8ページの第2表繰越明許費でございます。

今回、あらかじめ繰り越しが予定されている事業につきまして、繰越明許費として上限額を設定させていただきました。事業が列記されてございますけれども、全部で16の事業でございます。事業費総額が87億2,900万円、87億2,900万円のうち74億1,700万円を今回繰り越すということで、繰り越し率は85.0%、事業費の85.0%を繰り越す内容でございます。

いずれ6月の時期になりますと、繰越計算書の報告に時期もありますけれども、現時点での繰越明許費の完成予定について申し上げます。列記してございますけれども、まず海岸保全事業は平成27年3月、保育所の災害復旧事業26年7月、漁港施設災害復旧27年3月、公共土木施設災害復旧27年1月、戸倉小学校災害復旧27年3月、保育所の複合化・多機能化の推進事業27年2月、漁港施設機能強化事業27年3月、被災地域農業復興総合支援事業26年11月、シロサケふ化場の設計委託26年7月、卸売市場の設計委託26年9月、水産加工場等施設整備事業26年7月、志津川地区復興整備事業26年9月、建物移転調査事業26年7月、地域資源活用施設整備調査事業26年9月、中央地区の測量調査事業26年12月、志津川地区都市再生整理事業26年6月、以上が現在のところの完成見込みでございます。

では、続いて10ページの債務負担行為をごらんください。

今回補正の追加と変更がございます。

まず、職員宿舎の家電等の借上げでございますけれども、これは、災害長期派遣職員の職員宿舎に入る際の家電等をリースしている内容でございます。今回債務負担を設定させていただきますが、全額震災復興特別交付税の対象となります。

それと、町単がけ地近接等危険住宅移転事業でございます。これは単費の独自の支援として創設した事業でございますけれども、年度末において補助金の申請と交付時期が年度をまたがるといったことも関係することから、今回交付手続きが単年度を超える場合が想定され

るということもありまして、債務負担行為を27年度まで設定させていただきました。

2番の変更でございます。これは、がけ近の補助事業の部分でございますけれども、同様の交付の決定から支払いまで、年度をまたがる可能性がございます。また、金額的にも実際のところは3億3,000万円から6億2,400万円に限度額もふやす内容でございますが、年度におきましても27年度まで契約の期間も変更する内容でございます。

次に、11ページの地方債の補正でございます。

まず、災害援護資金の貸付事業、今回、2億1,000万円から9,500万円へ、1億1,500万円減額する内容でございますけれども、変更前は災害援護資金の貸し付けを60件見込んでございました。今回、今後の貸し付けも見込まして、約30件になろうかということもございまして、限度額を減額してございます。

公営住宅建設事業につきましては、5億3,290万円から5,180万円へ限度額を減額してございます。今補正は、公営住宅整備の事業費の確定に伴う減額でございます。

防災対策事業につきましては、これも同じく今年度の事業費確定に伴う記載額の変更でございます。

次に、事項別明細の説明に入ります。

15ページをごらんください。

本年度の基本的な最終の整理補正予算ということもありまして、事業の整理に伴う各款、各項にわたり減額措置が中心でございます。ただ、歳入につきまして、まず1款の町民税、個人でございます。現年度分で今回1億300万円補正いたしました。調定額が約2億7,400万円でございますので、その収納率を95%と見て、収入額が大体2億6,000万円あろうというふう想定いたしまして、現計で1億5,700万円持っておりましたので、今回補正で1億300万円プラスで計上させていただきました。法人税につきましても同様でございますけれども、収納見込みで8,600万円、現計で7,300万円でございますので、今回1,300万円追加補正するものでございます。

2項の固定資産税につきまして、現年度課税分、今回収入見込みで3億8,100万円見込みました。現計で3億3,220万円でございますので、補正で4,880万円追加補正するものでございます。

続いて、17ページの9款地方交付税でございます。

今回全体で27億5,562万8,000円減額としてございます。震災復興特別交付税の減額が大きいございますけれども、これは従来からご説明申し上げておりますけれども、震災特交につ

きましては、一般財源ですが、性格的には特定財源ということもありまして、復興事業費が減額されれば、自動的に震災特交付も減額される性質でございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

参考までに、今年度の普通交付税の額が今回317万2,000円追加してございますけれども、決定してございます。平成25年度の交付総額が普通交付税は37億3,576万1,000円、お読みいたしますと、37,35761,000円、前年度と比較して2.3%の増でございました。

19ページをごらんください。

国庫支出金の国庫負担金のうち、災害復旧費の国庫負担金で、今回公共土木施設の災害復旧費5億4,460万円減額いたします。後ほど歳出でご説明申し上げますけれども、河川災害復旧工事による減額幅が大きいございます。

20ページの中ほどに、災害廃棄物処理事業費の補助金でございます。今回8億900万円ほど増加してございます。災害廃棄物委託料のほうに充当する内容でございますけれども、精算の交付でこの額を計上してございます。

その下段に公立小学校の建物その他災害復旧補助金で2億8,000万円減額してございます。学校の災害復旧費の補助金につきましては、基本的に事業が完了した年度に全額交付されるということで、これは26年度に精算交付となる予定でございますので、今回全額減額してございます。したがって、これに要する財源につきましては、一次町費の立てかえの状況になってございます。

続いて、21ページ、14款県支出金の2項民生費補助金、児童福祉補助金の中に保育所等の複合化、多機能強化推進事業補助金で744万円計上してございます。これは、子育て支援拠点施設の実施設設計委託料に充当いたします。

22ページの中ほど、水産業費補助金、そのうち農山漁村地域整備交付金として1億7,300万円ほど計上してございます。これは、寺浜と藤浜の海岸防潮堤設置工事に充当いたします。

その下に、震災等緊急雇用対応事業補助金で、今回1億2,900万円減額でございます。事業量の減に伴う減額でございます。

23ページをお開きください。

上欄の災害復旧費県補助金で、災害廃棄物処理事業費の補助金で、今回7億1,400万円、これは県費の分の補助金として計上いたしてございます。国庫支出金と同様、災害廃棄物の委託料へ充当いたします。

25ページをお開きください。

16款の寄附金に、総務費寄附金の中に、今回ノルウェー王国寄附金が500万7,000円ございます。これは記載のとおり、ノルウェー王国からの寄附金でございます。これはふるさとまちづくり基金のほうに積み立てを行わせていただきます。

17款の繰入金でございます。今回各事業の精算見込みに従いまして、各種基金の繰り入れも減額してございます。特に大きいのは、6目の復興交付金基金の繰り入れでございますけれども、今回145億5,000万円基金に戻すこととなります。復興交付金の事業でございますので、事業費が減額されれば復興交付金も自動的に減額しなければいけないという内容でございますが、戻すことによりまして、復興交付金基金の現在高が451億9,000万円となります。

以上、歳入の説明でございます。

次に、30ページ以降、歳出の説明に入ります。

まず、31ページでございます。一般管理費の19節負担金補助及び交付金で、今回3億1,000万円減額でございます。災害対策長期派遣職員負担金、いわゆる自治法派遣で当町に支援をいただいている職員の人件費でございます。精算で述べ114名分となりまして、今年度の支出見込みは5億7,100万円でございます。

5款の財産管理費で財政調整基金に今回9億円を積み増しさせていただく予定でございます。9億円積むことによりまして、財調の現在高が60億1,000万円に到達する見込みでございます。

32ページの12目まちづくり推進費、ここにも積立金がございます。ふるさとまちづくり基金に2,600万円積立を行います。先ほどのノルウェー王国の寄附金も合わせてこれに積み立てますけれども、積み立て後の現在高がふるさとまちづくり基金につきましては、1億400万円に到達する見込みでございます。

40ページをお開きください。

中ほどの被災者支援費に委託料で1,900万円減額でございます。地域支え合い体制づくり事業委託料を今回減額いたします。被災者生活支援センターの運営事業にかかる減額でございます。

42ページでございます。

1番下欄、災害救助費に今回東日本大震災に伴う災害廃棄物処理委託料として約9億円追加計上いたしてございます。町長の提案理由で申し上げましたけれども、今回補正することによりまして、最終的に本年度の瓦れきの委託料は約120億円でございます。

44ページでございます。

中ほどの環境衛生費、金額は440万円でございますが、浄化槽の設置の事業補助金、当初50基を見越してございましたが、今回最終的には59基の設置補助ということで、必要経費を補正してございます。

46ページでございます。

5目の農業農村整備費で、15工事請負費で1,770万円減額でございます。田の浦地区の用水機場復旧工事、今回減額いたしますけれども、この事業は県営事業の災害復旧で対応可能であるということもありまして、今回減額させていただきました。

47ページでございます。

林業振興費の積立金で、緑豊かで活力あるふるさと創造基金、今回590万円ほど積み立てをいたします。積み立て後のこの基金の現在高は、5,680万円に到達する見込みでございます。

続いて、48ページの中ほど、漁港建設費、工事請負費で3億4,400万円補正計上いたします。海岸防潮堤の設置工事でございますけれども、これは寺浜漁港と藤浜漁港分に係る海岸防潮堤の設置工事でございます。

続いて、61ページに、恐れ入ります。

災害復旧費に入ります。

1番下欄に漁港施設災害復旧費で、今回償還金利子及び割引料として3,200万円計上いたしました。過年度分の施設災害の負担金の返還金ということで計上いたしてございます。これは、24年度の細浦と清水の漁港の物揚場工事の防波堤復旧工事の精算分として返還する内容でございます。

62ページの道路橋梁災害復旧費でございます。今回、工事費で5億2,000万円ほど減額でございます。内容でございますけれども、2級河川の橋梁設置工事6本、6路線ですね、予定してございましたけれども、今回その上部工事につきまして減額する内容です。内容はばっくていの計画がまだきちんと進んでいないということもございまして、げんこうするものでございますけれども、今回下部の工事につきましては繰越明許費を設定してございますので、次年度にわたって事業の執行をする予定でございます。

続いて、64ページでございます。

1番下欄に被災者住宅再建支援事業費として、補助金として1億9,500万円減額してございます。交付見込みが全体で3億5,500万円ほど予定してございますので、現計が5億5,000万円計上してございましたので、今回1億9,500万円減額する内容でございます。

それと、上欄、申しおくれましたけれども、積立金として震災復興基金に600万円積み立て

をいたします。積み立て後の震災復興基金につきましては、現在高で13億7,000万円ほどに到達する見込みでございます。

続いて、65ページでございます。

上欄の保育所等の複合化・多機能強化推進事業費で、13委託料で1,010万円計上いたしました。記載のとおりでございますけれども、戸倉地区の子育て拠点支援施設及び歌津地区の子育て支援施設の設計内容でございます。

66ページでございます。

1番最下段に19節負担金補助及び交付金で、今回額多きうございますけれども、35億1,500万円減額する内容でございます。水産加工場の施設整備事業補助金減額予定でございます。今年度、第2回の公募で6社の加工場の事業者を採用予定でございましたけれども、事業者の用地の確保のおくれ、それと機種選定のおくれなどの理由で、今回5社辞退いたしまして、1社のみ計上となりました。辞退した5社のうち4社につきましては、平成26年度改めて応募する予定と伺っております。

67ページでございます。

まず復興土木費の道路事業費で、13委託料で、今回高台避難道路の調査事業委託料2億7,200万円、それと、復興拠点連絡道道路の調査委託料で6億6,900万円減額でございます。高台避難道路の実績見込が1億2,700万円と想定してございますので、現計予算から今回補正減額するものでございます。下欄の復興拠点の調査委託料の実績見込みは9,290万円となります。必要経費を今回6億6,900万円減額してございます。

15の工事請負費3億2,000万、高台接続道路の築造工事3億2,000万円減額してございます。これは歌津地区4地区、志津川1地区、戸倉で2地区、全部で7地区予定してございましたけれども、本年度の執行見込みが全体で4億6,000万円ということで、現計予算が7億8,000万円抱えてございましたので、今回3億2,000万円減額する予定でございます。

17節の公有財産購入費と22節の補償及び賠償金、同額、これは予算の組みかえでございます。次に、災害公営住宅でございます。

13の委託料で28億9,700万円減額でございます。地区的には6つの地区で決算見込みが6,370万円ほどということもございまして、今回29億6,000万円予算計上してございましたので、差し引き28億9,700万円、金額は多うございましたけれども、今回補正で減額させていただきます。

下欄の工事請負費5億9,300万円減額でございます。用地造成費でございますけれども、こ

れも造成の2団地、伊里前と戸倉の団地でございますが、決算見込みで2億7,600万円ほどでございますので、予算計上額8億6,700万円ございましたが、本補正で5億9,000万円減額する内容でございます。

それと、68ページの17節、公有財産購入費。災害公営住宅の購入費で3億2,500万円減額してございます。これは枡沢住宅分の購入費を今回全額予算減をいたしてございます。

それと、3目のがけ地近接等危険住宅移転事業費の19節補助金で3億7,100万円減額でございますが、これは先ほど債務負担行為の説明申し上げましたけれども、この設定にあわせて不用額を今回減額するものでございます。

4目の津波復興拠点整備事業費で、委託料が31億1,400万円減額でございます。今年度の執行見込みが11億2,800万円でございます。現計の予算で42億4,200万円計上してございましたので、補正で31億1,000万円減額する内容でございます。

下欄の都市再生区画整理事業の調査の委託料、これにつきましては、実績値で1億円見越してございます。実績見込みで10億円計上してございました。これが、1億4,000万円ほどの執行見込みということもありますので、差し引き9億4,000万円減額する内容でございます。

次に、69ページでございます。中ほどの13委託料で、防災集団移転促進事業の調査委託料で、26億6,200万円減額でございます。今年度の執行見込みで5億5,800万円ということで、予算の現計が32億2,000万円計上してございましたので、今回26億6,000万円減額いたすものでございます。

下欄の工事請負費9億5,000万円の減額、これにつきましては、予算の計上が72億2,000万円計上してございました。実績見込みで62億7,000万円ということでございまして、9億5,000万円減額させていただきます。

71ページでございます。

1番の上欄、13委託料で、都市再生区画整理事業の、これは今度実施設計がでてくるようでございます。今年度の執行見込みでは、3,470万円ほど見込んでございます。予算現計で3億5,100万円計上してございましたので、差し引き3億1,700万円減額する内容でございます。

最後に、72ページ、12目の委託料で2億4,100万円、これは区画整理事業の用地の整備の委託料でございます。本年度の執行見込みで9,100万円、現計予算で3億2,200万円計上してございましたので、補正で2億4,100万円減額する内容でございます。

予備費については財源調整のために調整させていただきました。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、歳出のほうで49ページ、50ページになるかと思うんですけども、震災等の緊急雇用対応事業費が計上されています。緊急雇用、昨今打ち切りになって、その後どうするかということ町としてもどう考えていくかということは大きな問題、被災した各自治体共通の課題かと思うんですけども、この事業費減額になっていますけれども、この中で、例えば緊急雇用によって何か資格を得たとかですね、今後の、ここで働いて、雇用された方々が、次の仕事を見つけるためにつながるような事例があったのかどうかということちょっとお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、緊急雇用事業そのものの性格づけなんですけれども、実は震災前からこれはあったんです。リーマンブラザーズ証券のあの暴落、いわゆるリーマンショック以降、就職することがなかなか難しいというか、雇用を切られた方々がおられまして、それで、仕事の場を見つけるために国がお金を出してやると。その中には、今議員がお聞きされましたように、新たな仕事につくためには、何か資格を取って、あるいは職業訓練等をするという、そういうような事業もありましたが、今回私どものほうでやっているのは、それにメニューがプラスになりまして、震災対応ですとか、あるいは生涯現役全員参加世代継承型とかでございます。特に、生涯現役の全員参加世代継承型というのが、そのような資格を取ったり、あるいは職業訓練をするとか、そういうようなのに該当するんですけども、これによってこのある一定期間が過ぎた暁には、その雇用主側がそのままその方々を雇用してほしいというのが実は一番大きなねらいなんですけども、現在まだ3年間の期間が過ぎたわけではないんですけども、一部のところでは、それでその中から、まあ全員というわけではないんですけども、仕事になれてきた方々はそのまま採用したいという意向を持っておると

ころがございます。

具体的に申しますと、例えば介護職のいわゆるヘルパー資格を取るとかですね、あるいは漁協の志津川支所のほうですけれども、市場のほうをやっておる方々ですね、これが市場の事業になれてきた暁には、全員というわけにはいかないでしょうけれども、何人かはそのまま採用したいとか、そういうような内容でございます。年度の途中で生涯現役型から震災対応型に一部大きく変えました。と言いますのは、生涯現役型ですと、ある程度その期間ですね、例えば3年間だったら3年間事業の訓練をして、仕事の訓練をしてやるという、そういうような設定だったものですから、その期間は同じ人をずっと雇用しながらやらなければならないという、そういうような枠があったんですけれども、そうすると、広く採用するというわけにはまいりませんでしたので、ですから途中で現場のほうの声を聞きながらやったということなんですけれども、今議員がお尋ねのようなケースも若干というか、何ぼかはございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 幾らかはあるというのは私も把握しておりますし、そういうこともあるんだろうと思うんですけれども、となると、割合を少しお伺いしたいという部分もあるのと、どちらにその主眼を置いているのかという、まあ緊急雇用ですので、そこで雇われた方の一生を面倒を見るといいますか、そのことだけを追求するのではなくて、広く多くの方に一時的であっても稼ぎ口をあっせんする、もしくは仕事を紹介するという意味合いも当然ある。両面あると思うんですけれども、どちらに主眼を置いているのかということをちょっともう少し詳しくお伺いしたいと思います。というのは、実際に活動されている方、緊急雇用でお仕事されている方の中に、果たしてこれは本当に必要な仕事なのであろうかということをお自身ちょっと感じる部分もありますので、そのどちらに主眼を置いているのかということと、割合。今後の仕事につながっていくという実感を持っていただいている方が全体のどれぐらい想定されているのかということはお伺いしておきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 確かに二面性がございまして、この緊急雇用事業そのものは日本全体の中では、資格を取って新たな仕事についてほしいという、その意味合いが強いのでございますが、私どもの町に関しましては、どちらかと言いますと、震災対応ということで、今だけというのが結構多うございます。と言いますのは、例えばこの中で、企業型人材育成

事業だとかというのは、そういうのも委託しておりますが、そこはまさに将来に向けての職業訓練みたいなのですけれども、そのほかに、例えば養殖生産復旧事業だとか、これは漁協のほうに委託しております。それから、仮設住宅ですとか、みなし仮設もそうなんですけど、そこを見回りしていただくと。見回りしていただくというのは、社会福祉協議会のほうに委託しておるのですけれども、これらの雇員人数が結構多いございますので、全体の半分以上こちらのほうで占めておりますので、その部分に関しましては、その職業訓練だとか、資格を取るといいうことからは若干外れておまして、今議員がおっしゃいましたように、本当にこの仕事が必要なのかと思われるところも多分にあるのではございますが、この緊急雇用事業そのものが、雇用対策という意味合いもありますので、あえて仕事もつくりながら収入も得てもらうという両面がございます。

私どものほうではじゃあどちらにどれぐらいの割合なのかと言われますと、なかなかそこは現時点で把握できかねているというのが実情でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子です。

ちょっとマスクをしているので聞きづらい点もあることをご了承願います。

まず、歳入で、20ページの8節の公立小学校建物その他災害復旧費補助金とありますけれども、2億8,000万円ほどの減額なんですけれども、これ町費の立てかえということで、新年度になると思うんですけれども、どのような町費の立てかえ方をするのか。その辺と、また、この半分ほど返すようなんですけれども、どこまでの工事で、単年度、ことしで終わるのか、それとも来年度にもまたこのような復旧費をするのか。

それから、歳出で61ページなんですけれども、13の委託料310万円、保育所等の施設災害復旧設計委託料とありますけれども、災害復旧となると、多分歌津伊里前保育所かなと思われるんですけれども、今この3月に入りまして、3月も半ばになってきて、委託料を何日もない中で設計ができるのか、300万円ですから、30万円と違いまして、どこのこれは災害復旧になるのか。

それから、65ページ、これも委託料なんですけれども、子育て支援拠点施設実施設計委託料とあります。これも同じく1,000万円ですね、委託料。戸倉保育所と歌津保育所の新しい保育所の設計委託料だと思いますけれども、その辺も、これから委託料発注して間に合うのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 20ページの国庫支出金の災害復旧費の公立学校、小学校建物その他災害復旧費補助金ですけれども、これは戸倉小学校の用地造成工事に係る補助金なんですけれども、今年度、造成工事費を計上しまして、今工事に入っているわけなんですけれども、一応この工事そのものが、本格工事が26年度が本格的な工事が行われるということで、25年度に計上した分について、そっくりここで落として、改めて26年度で予算計上するというようなことで、今回全額この補助金を下したというような形になります。当然その分の財源については、一時、今年度分については一般財源で立てかえていただいて、来年、26年度において補助金を計上するというような形になります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 61ページの保育所等の災害復旧の関係でございますが、これにつきましては、場所は戸倉保育所になります。歌津の伊里前保育所につきましては、交付金事業で行いますので、災害復旧は使わないというようなことになります。これにつきましても、今教育総務課長が申しあげましたように、そのまま繰り越しをするというような予定になっております。

同じく65ページの子育て支援拠点実施設計の関係でございますが、これにつきましても、これは子育て拠点施設と申しまして、いわゆる保育所単体ではなくて、それ以外の子育て支援センター、それから学童保育、そういったものを複合的にやるというようなことで、子育て拠点施設というような、そういう呼び方をさせていただいておるんですが、これにつきましても、実際は26年度のほうに繰り越しをして実施をすると、そういう予定になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大体わかりました。

それから、52ページの23償還金利子及び割引料、100万円の追加ですけれども、過年度生涯現役全員参加世代継承型雇用創設事業補助金返還金とありますけれども、今、返還金だから24年度の分の精算をするわけですけれども、今、もう少し早くこれわからなかったのかなという気がするんですけれども、今ぎりぎりでこういうことになっていきますけれども、もう少し早い時期にできなかつたんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） お見込みのとおり、過年度の分なものですから、もっと早くすべきではなかろうかということなんです、まさにそれはそのとおりだと思います。もう少し早くわかっておったんですが、最終的な総務の整理の段階ということで、今回計上させて

いただいたという、そういうような実情でございます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） すみません、47ページの25節の積立金591万5,000円、みどり豊かで活力あるふるさと創生基金とありますけれども、これ、基金毎年積み立てしているかと思うんですけれども、将来、この基金をどのように使っていくか、使用していく、どういうことにどのような使い道をして、基金としてやっていくのか、その辺お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） みどり豊かで活力あるふるさと創造基金の活用内容についてですけれども、現在この基金を活用して行っている事業といたしましては、耕作放棄地対策推進協議会の活動でありますとか、それから、もう一つは、ふるさと緑の創造事業補助金、これは新しい振興作物、地域の農業の振興に役立てるような農業活動、取り組みを支援するような事業となっております。新たに、平成25年度からは、木質バイオマス、要するにペレットを使って、それを燃料としてペレットストーブを導入促進しておりますので、そのストーブの補助金を制度創設しましたので、町のバイオマスの推進にも役立てていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（星 喜美男君） 5番村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 5番です。

私は、8ページのシロサケふ化場設計委託事業というところでご質問を申し上げたいと思います。ご存じのとおり、津波で全てのふ化場が流出をいたしまして、今シロサケの放流がなされておられません。ご存じのとおり、母川回帰するには3年から4年ということで、長い先行投資が必要な事業でございまして、今、漁船漁業の方たちも来年から、その後どうなるんだろうという、いろんな心配をされております。そういう中で、シロサケのふ化放流が私たちの町では伝統的な古くから事業として3河川で行われてきたわけでございますけれども、そのシロサケのふ化設計委託ということでございますので、町のどの場所に設計をするのか、何カ所設計をするのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） シロサケのふ化場の関係でございますが、震災前は町が2カ所に、それから漁協が2カ所持っておりました。放流団体というのは決まっていまして、南三陸町と、それから漁協がやっておりましたが、震災直後はその被災した部分を1年以内に直すのであれば、すぐということ補助金が出たんですけれども、漁協の分はあの場所で復

旧というのはなかなか難しいということで、漁協のほうは断念せざるを得なかったようです。今回計上させていただいておりますのは、町の2つのふ化場のうちの1カ所でございます、今は応急的に1カ所は復旧させておるんですが、これが河川堤に将来引っかかります、なものですから、それは移転しなければならないんですが、だからといってその事業を中断させるわけにはまいりませんので、今回やるのはその河川堤がかからないところで復旧させよう、こう考えております。具体的な場所は、小森地区を見ておまして、ここに将来的には1,000万尾を飼育放流したいと考えておりますが、2つのうちの1つですので、500万尾ぐらいのふ化放流をする規模の施設を小森地区にと、こう考えております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 戸倉が漁協の土地の関係で今計画していないということをお聞きしましたけれども、戸倉地区でも長い間伝統的にこのふ化放流をやってまいりまして、水戸辺、在郷地区のほうを役員の方々がボランティア的な部分もかなりありまして、夜寝ないで仕事終わってからずっと今まで歴史的にやってきた経緯がございまして、なくなるのは寂しいということで、漁協との合併後、続けてはきましたけれども、それでもやはり地域のいろいろなコミュニティとか、つながり、さまざまな産業の成り立ちを考えますと、やはりその地域のそういうみんなが協力し合って産業を興すという、そういう場所があつてしかりだと思わわけでございます。町の中でも確かに水尻は余り海に近い場所にふ化場をつくるのはいかななものかと、こういう大災害を受けた後にどこのふ化場に行きましても山合いのほうに入ったところにふ化場があつて、サケを、稚魚を育てているという環境でございまして、津波を受けましたのでやはり山合いのほうにふ化場を建設するのが一番、後々のためになるのかなという思いはいたしております。そういう中で、このもう1カ所の河川をもし候補地として示しておられますので、確定でなくても結構ですが、どの辺を予定としておりますのか、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） そのシロサケのふ化放流を水戸辺川でやっておられた経緯は今の議員がおっしゃるとおり、地域の伝統文化にも関係しますので、これはぜひ続けてほしいと私どもも考えております。ただ、先ほど申しましたように、災害復旧事業でやるには時期が過ぎてしまったようでして、私どものほうとしましては、漁協のほうには海でとるほうで、これはふ化放流すべきでないかということでかなり働きかけておりますが、今その全県一つの漁協ということなものですから、なかなかそれは本署のほうからはうんと言われな

うことで苦勞しているようです。ただ、当分の間はなかなか自力でするのは難しいというような状況だそうでございます。

先ほどお尋ねのもう1カ所のほうはどうするんだということなんですが、今応急的に使っておりますのは、水尻川の流域にある町営のふ化場でございます。これは、2級河川でございまして、将来河川堤をつくる際に、これは移転しなければならないと。2級河川ですから県が管理するものですから、県のほうからその移転費用は出ますが、それがまるっきり別なほうに持っていくわけにも参りませんでして、近くの、それで水が確保できるところということで、これまでその設計に入る前に水源の調査をしておりました。何カ所かですね。それで、水尻川の現在ある地区から少し上流のほうに、何とか500万尾ぐらいを飼育できるだろうという、そういう水源を見つけましたので、その地区にと考えておりますが、ただ、くどくなりますが、県管理の川で、それでその移転補償ということになりますので、それらに関しましては、県の河川堤の工事との兼ね合いがありますので、今すぐにできるかどうかというのはもう少し協議を必要とするところでございます。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） こういう非常時でございますので、まあいたし方ないのかなとは思いますが、さっきも申しましたが、このシロサケの産業というのは、我が町にとっても大変大きな一つの漁でございます。そういう意味から、1日も早くこのふ化放流が復活することは本当に大切なことでございます。特に、私たちの経験上、稚魚で例えばこの川に持ってきて放しても、上って帰るのは恐らく卵で育ってそこで水を吸った、味を知った、その川に戻っていくのが私は、私がもしシロサケだったらその川に戻ると思います。そういう観点から、やはりもし応急でもこの川から稚魚を放すのであれば、受精卵で運び入れて、その中でふ化放流をしていくという、臨時でも田んぼにシートを敷いて育てた例もございますので、いろいろな方策を見つけて、1日も早く漁師さんが早くサケが来ればいいかと待っていますので、それに応えられるように、ひとつ今後とも、私もまだ今、これはずっと私もこのテーマとして質問してまいりたいと思っておりますので、どうかそういうことを踏まえて事業のほうを進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 村岡議員の言われるとおり、その水を吸った魚が4年後に帰ってくるというの、これ確かにそうだそうございまして、魚の状態を持ってきて、海中飼育しても、そこには戻ってくる確率が少ないというのが研究者の間でわかっているそうです。

先ほどから申しますように、もう1つ在郷の水戸辺川で実施しているのは漁協なんでございますが、漁協の支所のこちらの現場では、ぜひやりたいという意向を持っておるようなんですけれども、何せ全県1つの漁協ということで、最終的にその財源の確保が難しいようでして、そこで今協議をしておるようなんですが、私どものほうからもぜひ漁協のほうでもやってくれという働きかけはしておりますので、議員のほうも陰ながらその辺のところ、支援していただければ助かると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

まず、69ページ、防災集団移転促進の関連なんですけど、昨日、何か小泉政務官が来庁したということを知って、けさの新聞見たんですけど、それで防災集団移転団地の引き渡しの手続きの迅速化に向けてということで、仙台法務局気仙沼支局の人員を4月から1名増員するとの報道がなされていまして。通常では土地の引き渡しの手続きが2週間ぐらいなのが5、6週間かかっていて、造成完了から家の建設まで約4カ月かかる、これは同僚議員も一般質問なさっていましたが、町長と意見交換した際、小泉政務官が何か南三陸モデルケースの仕組みという言葉がちょっと新聞に書いてましたので、そのケースに関してと、あと、登米、古川などの管轄外の支所でも登記手続きができるように谷垣法務大臣と協議するという報道もありました。その件に関して詳しく伺いたいと思います。

あともう1点なんですけど、32ページの、ちょっと順序逆になりましたけれど、ふるさとまちづくり基金というのがあります。これもまあ基金なんですけど、関連で募金という形の話をお聞きしたいと思います。最近、かざして募金で応援お願いしますという、何か携帯でちょっとごちゃごちゃしたようなバーコードみたいなやつをかざすと募金するという事業があるみたいなんですけど、これどんなプロジェクトなのか、その考案されたいきさつをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、きのうの小泉政務官のお話しでございますが、今、今野議員がおっしゃったような内容です。改めてお話しさせていただきますが、気仙沼法務局のほうに1人増員を4月からするということになります。したがって、従来よりもそういった登記事務等については迅速化が図れるんだろうということです。それから、もう1点の古川、あるいは登米の法務局のほうについては、谷垣法務大臣の考えについては、気仙沼法務局の増員ということでさしあたりそちらのほうで対応したいというお考えのようございまして、い

ずれ、これからまた増員になった後にどういう状況になるのかということについては、また改めて小泉政務官含め、柔軟に対応するというお話しをいただいておりますので、その際また改めて町のほうからもお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） かざして募金のことですけれども、きのう、おととい、多分新聞のほうに載ったという内容だと思いますけれども、いきさつについてですが、ソフトバンクという携帯電話の会社さん、震災後ずっと被災地のほうにいろいろな形でご支援をされていた。その支援の取り組みの一つとして、毎月の携帯電話の使用料の中から100円とか、500円とか、あるいは最大で1万円あるんだそうですけれども、その契約者が寄附額を選んでいただいて、毎月の携帯電話の引き落としと一緒に自分が指定をした団体や自治体に寄附をすることができると、そういう制度なようです。きっかけなんですけれども、ふとしたことでソフトバンクの担当の方とうちの職員が会う機会がございまして、自治体でもこのかざして募金という制度に加入ができるのでどうでしょうかというようなことで、数字にわたって協議をした結果、参加をしたいということで応募をいたしました。今回は30団体がこのソフトバンクの携帯から毎月定額の寄附をするというようなことになったようです。なお、地方自治体の中では南三陸町だけ参加をしているというようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1件目なんですけど、藤浜の団地も完成して、実際手続きに行く法務局というのは、気仙沼、私もちょっと詳しくないのでわからないんですけど、気仙沼に行かなきゃならないのか、それとも登米とか古川でもできるのか。それで、気仙沼ですと、今工事で何か道路がいっぱい混んでいるらしいので、そういった大変さもあるので、なるべく早めにとというか、登米でもできるんでしたら、そういったふうの増員とかを。町長感触どうだったのかわからないんですけど、次の機会にも強く要望していただきたいと思います。

あと、まちづくり基金のほうなんですけど、ソフトバンクさんと聞いて、当町ずっと別の電話会社と関わりが深かったもんですから、それで今回この電話会社の事業を取り入れたということが私ちょっとわからなかったもんですけど、ただ、どなたか関係の方がいて、その方の関連で取り入れたということですね。実際に、これ幾らぐらい募金、募金受けて見ないとわからないんでしょうけど、大体こういったあれをする際には、見積もりみたいなものがあるんですが、課長、目標はどれぐらいなのか、答えづらいとは思いますが、教えていただければ今後の事業としてこういった場で皆さん聞いていけば、もしかすると100円のやつが

500円になるかもしれないので、その見積もりをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 目標額というのは、上を言ったら切りがないですけども、まずその携帯電話を使っていらっしゃるユーザーの方に当町のこういった支援の趣旨にお1人でも多くご賛同いただくという、その金額よりも私は人数にこだわるべきだろうというふうに思います。その結果として年間500万円になるのか、800万円になるのか、それはわかりませんが、100円でもいいから多くの方々にこの町の復興に関心を寄せていただければ、私はそれでいいのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、その募金のほうなんですけど、今課長人数と言いましたけど、実際は把握しているかどうかわからないんですけど、各携帯会社のこの当町で使っている人たちのおおよその割合とかいうのはどなたか認識しているんでしょうか。それはわからないことなんでしょうか。そうすることによって、こういった事業を取り入れることの効果もわかると思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町内で携帯電話も持っている台数というのは、正直ちょっとつかんでおりませんが、ソフトバンクのほかにa uですとか、ドコモですとか、そういった携帯の各社ありますけれども、このソフトバンクのかぎして募金という制度は、ドコモの携帯を持っている方とか、a uの方でも実は参加ができるんだそうですけれども、ソフトバンクの方は毎月の携帯使用料から引き落としになるんですが、ソフトバンク以外の方は、クレジットカード決済という一段手続きを踏まなきゃいけないというような面倒くさいところがあるんですけども、基本的には全携帯のユーザーがこの制度に参加ができるというようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 10番です。

61ページの災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の関連でちょっとお話ししたいと思います。あとでお話しようかとおもいましたが、緊急性があるのでお話ししたいと思います。お尋ねしたいと思います。

先月、2月ですね、低気圧が参りまして、日本中どこか雪とか記録的な大雪になったことは皆さんご存じだと思いますが、本町でもかなりの被害があったと聞いております。農林水産全

てにわたって被害があったと思いますが、特に漁業はワカメを中心として億単位の被害。また、農業関係でもパイプハウスを初めとする被害があったと思いますが、その辺、概況といえますか、状況をどの程度の被害あったのか、おわかりになりましたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、農業のほうはまた参事のほうから話してもらいますが、商工業関係では特に被害という報告は受けておりませんが、大きかったのは水産業関係でございます。水産業関係で今議員がおっしゃいましたように、出荷間近のワカメがかなりこすれて落ちてしまったというのが多うございまして、金額にして、被害金額ですけれども、ある根拠に基づいて計算したんですが、歌津支所管内で約2億円、ワカメに関しては志津川支所管内では1億9,000万円、志津川支所管内ではそのほかに、ワカメのほかに施設が壊されたところもありましたので、志津川支所管内ですとまた全体の被害額が5億円ほど、南三陸町両方合わせますと、水産業関係では7億円ほどの被害が出ております。

その補填の関係でございますけれども、始まるときに、町長の行政報告にもありましたが、ワカメに関しては共済に入っておられる方が、かなり強く入っておられますし、それから志津川支所管内におきましては、これはがんばる漁業という、震災後、そういう形態でやっております、漁協そのものが経営主体になっております。赤字になった部分に関しましては、その9割が国から補填されるという、そういう制度になっておるようございまして、ですから、今現時点で、激甚災害指定だとかという、そういうような要望をする行動は私どものほうの耳には入ってきておりません。

あと、農業関係は今参事のほうから。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 農業の関係につきましてお答えさせていただきます。

行政報告のほうで金額ベースのものを町長のほうからご報告をさせていただいておりましたが、収穫前のニンニク、ハウレンソウにかかわる部分のパイプハウスの被害で、1,600万円ということで出ておりますし、そのほかに、畜産関係の施設被害など、これが550万円になっております。この被害に対する対策として、国のほうで当初3割の補助ということで考えていたものが、国が5割、さらに県市町村のほうでの補助を入れて全額に近いところの補助ができるように、今国のほうでは制度設計に動いているようですけれども、これはまだ自治体間、あるいは行政の制度の中でも確立、完全にしたものではありませんので、新聞情報の範囲ではそういった方向で報道されているようございまして。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 聞いてみますと相当の被害のようでございます。今、震災から立ち直って、各産業がやっと軌道に乗ってきた方もおられますし、そういった中でこういった被害がまた突然あらわれますとなかなか大変だと思います。農家にとってはこれから春は農作業の準備期間です。今のうちに施設を整備といいますか、修理したり、建てかえたりする、そういった季節でありますし、さらにまた、漁業関係でも大切な収益の部分が突然と失われるといったことでございますので、町としてこのような被害に対して、今聞いてみますと9割補助です、共済のほうでね、大変いいと思います。それに、農業関係では、国が3割ですか、それから市町村が5割、反対ですね、それに全額補償になるような見込みといいますか、そういったことでありますので、早目にその被害がまだ報告されていないような農家とか、そういったことがありましたら、取りまとめてそういった助成の対象になるように、そしてそういう指導といいますか、そういったことが必要だと思いますが。さらにですね、例えば入谷なんかでは、牛が圧死して2頭ほど死んでしまいましたね、そういったこともあるようですので、いろいろ調べればまだまだ結構あるのかなと思いますので、最後までといいますか、できるだけ多くの情報を得て、そして被害救済のために町としても取り組んでいただきたいなと思います。その辺一言お願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 議員、私ちょっと行政の立場からすれば、新聞の情報で住民の方々にこのような場でお伝えするのは余り適切でない部分もあるなと思います。申しわけないんですが、現在国から来ている段階では、3割の助成という中での調査が来ております。農水省自体としては5割というところの制度設計について現在検討が進められているということまでは確かな情報としてちょうだいしておりますが、まだ町としては県を通じての行政情報として示されたものはございませんので、住民の方々にはむしろテレビや新聞などでの情報に十分目や耳を傾けていただくように、町としてはとりあえずお知らせをしていきたいなというふうな状況でございます。

なお、町としてもその国の制度に追随したところでの制度的な支援などにつきましては、財政的な負担もございますので、十分庁舎内での検討を図りながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今、町のことだけお話してますが、実はやっぱり漁協とか農協とか、そ

ういった関連の機関もごございます、指導機関もごございます、そういった中で、連携をとってやはり救済に向けての話し合いとか、そういったことも必要だと思いますので、農家の実情、あるいは海の漁師の皆さんの内容をよく把握しながら、協議しながら、早急な体制を持っていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

2、3点お伺いしたいと思います。

48ページの2目水産振興費19節ですか、ここで水産業の振興対策事業補助金と、700万円の減額、この理由ですね。

それから、4目、すぐ下ですが、海岸防潮堤について、寺浜、藤浜というようなことでありますが、これは、この資料によりますと、計画期間が25年度から26年度ということですが、これいつごろ完成するんですかね。

それと、その防潮堤設置には部落という失礼ですが、地区の合意が前提になろうかと思うんですが、この合意がなされている地区は今何地区ぐらいに達しているかですね。

それから、66ページの2目の19節、この補助金です、水産加工場等の施設整備事業補助金、これは5社のうち4社が辞退、5社で5社辞退したと、6社でね、はいはい。それで、次年度にまたやるんでしょうが、その補助の期間というのは限定されているんでしょうかね。そこですね。

それから、71ページの11目15節、潮位観測等というようなことでありますが、大部復旧されたんだろうと思いますが、この潮位観測の全体的な考え方というのは、どのような位置に設置し、どのような性能のものなのか。それで、大分前に話をしたかと思いますが、沖合に潮位観測といいますか、データ収集、海況のデータ収集等の機器を設置すべきじゃないかというような話も出したことがあるように記憶しておるんですが、その辺あたりの考え方はないかどうか、その点ですね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず最初に、48ページの2目水産業費19節負担金補助及び交付金の水産業振興対策事業補助金700万円の減額でございますが、これは漁協歌津支所のほうでアワビの稚貝放流に係る補助金を計上しておりましたが、現時点で支所単位に放流はできかねると、できなかったということで、これは今回その関係で取り下げさせていただきました。

順番を飛ばしてしまいますけれども、もう1つ、次に、66ページの2目水産業協同利用施設

復旧整備事業費の19節の負担金補助及び交付金の関係でございますが、水産加工業棟がかなり被災しましたので、これらを再開、あるいは町として必要な水産加工業者のほかから入ってくるに当たりましては、復興交付金を使ってその施設の整備に要する経費の8分の7を補助するという、そういうような制度でございます。今回は、25年度の予算なものですから、25年度中になかなか土地の関係で着工できないと。1年間は明許繰越できますけれども、今できないのがじゃあもう1年だっただけでできるかということ、なかなかそれは難しいということなものですから、審査委員会を開催しまして、その計画であれば補助金を出すのはやぶさかでないという決定はしたんですけども、その業者のほうから当分の間着工できかねますということで、その申請を取り下げられました。その関係で今回予算は落とすんですが、この方々がじゃあ次年度以降申請したときに、優先的に補助金が採択になるかということ、それは保障されているものではなくて、次年度以降改めて公募した場合には応募していただけるという、そういう内容でございます。それで、毎年度やりますけれども、平成27年度までということになっております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 48ページの海岸保全事業でございます。

本来は26年度当初予算ということで、国のほうには要求をしておりましたが、今回は25年度の補正予算が枠があるということで、今回25年度予算ということで補正をさせていただいているところでございます。

総務課長のほうからは27年3月完成と、事業期間ですね、説明をさせていただきましたが、まだ繰り越し等、その辺の手続きは一切していない段階でのお話でございますので、当面担当課とすれば27年の3月というお話が今日の段階でできないような状況でございます。工期等、事業費にあわせてどのくらいできるかこれから精査をする予定でございますので、それが決定次第具体の工期等、設定をしたいというふうに考えております。

それから、各漁港での防潮堤の地元合意といいますか、そういう状況なんですけれども、町に関しては19ございます。それで、合意といいますのはどの辺までいったら合意なのか、ちょっとなかなか難しい点はありますけれども、図面上で計画を説明をして、一応図面上では納得をしていただいたと。そして、この次の作業として現場に幅杭等を打って、それを見ていただきたいという説明をしている箇所が16ほどございます。そういう一定の合意を得たというのは多分そのくらいの数字なのかなと。あと、細かい点でまだ説明が必要な地区も何かまだ残っておりますので、それについては今後また話を詰めていきたいなというふうに考え

ております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、私のほうから潮位観測システムの全体的な考え方というご質問にお答え申し上げたいと思います。

潮位観測システムにつきましては、実際に湾内の3カ所ですね、戸倉の長清水、それから荒砥地区、それから歌津の名足地区に設置をしてございます。通常時は10分間隔でございますけれども、緊急時、波浪時等につきましては、10秒間隔に時間が短縮されるというふうなことで、全体の湾内の潮位の動向を観測しながら、各種警報、警戒のための住民の広報に活用するといった目的で整備をしておるといったところでございます。

沖合に設置する津波等の観測でございますけれども、これは2種類ございまして、まずブイ式の海底に設置しておりまして、波の動きを感知して、これを人工衛星を介して遠くの沖合、青森と岩手の沖合、それから岩手県の沖、宮城、福島沖というふうなことで、陸域から320キロから380キロ離れたところの水深が5,300メートルのところを設置してございまして、それをいち早く察知したのを衛星を介して気象庁を介して関係する自治体に入ってくるというのがブイ式の津波計でございます。

それから、もう一方で、GPS波浪計といったものが東北の沖合7カ所、登米宮城県北部沖、これは広田湾の沖ですし、それから宮城県に関しましては、宮城県中部沖、金華山の沖、それから福島の小名浜の沖というふうなことで、合計で7カ所設置されてございまして、これも衛星回線を活用しながら潮位の変化を観測して、関係自治体に通報すると。おおむね観測したのち10分程度で関係自治体に連絡をすることができるという内容になっておりますので、余計の設置というふうなことに関しては、国土交通省もしくは気象庁に設置したものに委ねるといった方向で考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 最初ですね、そうすると、歌津では何らかの理由があつてことしは放流できないからというようなことなんですか。その理由って何なんでしょうね。産業建設等々でもアワビの稚貝等を購入先いろいろ調査して、提案等を出しているわけなんですけど、その辺あたりの情報とか指導というものはどうなっておったのか。やはり、放流しないものは手元に来ないわけです。鮭だけではありませんので、その1年休むというようなことは、やっぱり1年のブランクが出るというようなことですので、来年あたり、次年度ですか、4月以降になればまたそういう考えも出てくるんだろうと思いますが、今回は休まないように、ぜ

ひ指導して放流させるべきだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。課長さんね。

それから、防潮堤建設であります、16カ所あるというようなことで、なかなか今この防潮堤に関してはまだまだ根強い反対論みたいなのが隔々まで何か鳴り響いておりました、なかなか合意形成とるというふうなことが難しい状況にある地区もあるように聞いておるんです。ですから、そういうような地区、すぐ着工できるような状況になったところは、すぐ予算編成をしてやるべきであると。そうしないと、次から次へといろんな問題が出てきて、やるべきことも何と申しますか、足踏みするような状況も出てきますので、率先して進めていくべきであろうと。これで、防潮堤をつくらないと、あとのいろんな関連の事業ができないというような、そういう地区もあるわけですので、その辺あたりをもう少し強く進めていくべきであろうと、そう思います。

それから、この加工場の施設等の整備ですが、これ27年までであるというようなことであります、町開き等も絡んでいるのかなと。それで、土地がないからできないんだというのは、そういうのは話も出てるわけです。ですから、このような補助を利用して、また再出発させる意味においても、町開き等とも急いで進めていただきまして、そして土地提供をして、この補助金を活用させ、復活させるというふうなことに、もう少し頑張ってくださいたいなと、そう思います。

それから、最後ですかね、潮位観測。結局、国県というか、そういうところで設置したものをいろんな方法で情報収集して、そして町民に知らせると。また、いろんな防災対策を練るというようなことであるのかなと解釈しました。ただ、10分というのがちょっと気になるなと。観測してから10分かかるとというのが、もう少し早くならないものかなと。10分もあると早い津波だともう来ますからね。津波が到達して情報が来たってそれはもう本末転倒でありますので、その辺あたりはどうなのか、もう少し早くならないのかどうか。まあ調べていただいて、あるいは可能性があるとすればもっともっと要請してやるべきかなと、そう思っております。その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝放流に関してでございますけれども、議員ご承知のとおり、宮城県内にアワビの稚貝を放流する際ですね、これまでその稚貝を買ってきたのは、当時の宮城県水産公社の種苗生産施設がありました牡鹿町の矢川でした。そこが壊滅的な状態です、今はございません。その施設は新たに七ヶ浜町のほうにつくるんだそうです。

けれども、まだそれができ上がっておりませんので、震災直後の年は放流ができかねました。24年度と25年度に関しましては、それでも宮城県の生産振興協会と漁協のほうで協力しているところを尋ね回ったそうでした、議員が言われたその視察されて出せるというところにもお話をしまして、昨年度はそちらから30万個、40ミリサイズで30万個購入したそうです。もっと多かったです、この志津川湾に放流したのがその40ミリサイズで30万個ですね。茨城県の施設からも幾らか買ってきて放流したそうですけれども、それ以外のところですね、例えば福島ではほかに出すほどの余力はないそうです。それから、岩手県はほかに出さないうそうです。南のほうの施設のほうからは、伝染病の関係で稚貝の移動はできかねている状態でした、そんなこんなで26年度においても宮城県漁協では昨年度買ってきた北海道のほうからの稚貝を買いたいという、そういう意向はあるようです。ただ、北海道のほうも従前は宮城県のほうに出荷するという予定ではなかったものですから、そちらのほうで余った分は売ってやってもいいよというような、そういうような状態だそうですので、できれば優良な種苗を買ってきて放流したいところなんですけれども、なかなかそれが思惑どおりにいかないかまだはっきりしていないもんですから、どちらかというとも余りその育ちの悪いのばかり持ってこられて、それが再生産されるとかえってよくないということもありますので、その辺のところのらみは今後とも検討しなきゃいけないことだそうでした、それで、今回漁協の歌津市場に対する補助金は取り下げましたけれども、去年とおとし放流したのは、宮城県漁協として放流したんだそうです。ですから、支所単位で放流することについてはいかなものかという動きがあるそうでした、今後は県漁協として必要な場所に放流していくべきだろうという、そういう方針だそうですが、その辺がまだ県内の施設が確立しておりませんので、もう少しそれは検討を要するという、そういうような状態だそうでございます。

次に、1つ飛ばしますが、水産加工場の施設に関しましては、議員がお見込みのとおり、土地の関係で工場を再開するのに土地がなかなか、それから、水を使うケースがあるもんですから、現状ではなかなか難しいと。それで、旧志津川市街地のかさ上げした水産ゾーンとかに私どものほうもそこに集中させたいと考えておりますので、先ほど27年度までが復興交付金の起源だということなんです、それらの基金をにらみながらやらざるを得ないのかなと思います、なおそれでも、それ以外のところでできるところには、26年度においても募集しながらできれば再開していただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 防潮堤につきましては、現在一定の合意を得た分については保留解

除という形で手続きを進めているところでございます。手続き完了次第現地のほうに幅杭等の設置の作業を開始したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 先ほどの沖合の観測の件でちょっと説明の不足がございました。GPS潮位計でございますけれども、これにつきましては設置場所が大体沖合20キロというふうなことで、大体水深100メートルぐらいの場所になりますので、大体時速100キロぐらいで津波が侵入してきますので、その場所で観測してからGPS潮位計で観測した段階で陸域まで到達するのに10分かかるといふような内容で、これはあくまでも高さを把握するために観測地点の3倍から5倍の津波の高さになって襲来するといふようなことでございます。津波の警報の段階が5段階に変更になりまして、警報等、注意報等につきましては、もっと早い段階で発令になると思います。この潮位計につきましては、潮位の変化の規模であるとか、高さの変化を補足する意味での取り扱いといふようなことでございますので、警報等の発表はもう少し時間が早くなるというふうなことで認識をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 4点ですか、全てのあれでほぼ理解はするものですね。やはり、いま一押しも二押しも頑張ってやっていかないとうまくないなと思っておりますので、さらに努力していただきたい。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この補正であります。全体的に見ますとかなりの減額補正ということで、復興絡みの事業の減額、これはまあ了解をしているわけでありまして。

ただ、各款にわたりまして、職員の時間外手当の大幅な減額がなされておるわけでありまして。時間外手当ですね。これ一体、何人で何時間を見て、どれだけ不用減が出たのかですね。人数と時間です。毎回言うようですが、これ当初からとる予算の過大な見積もりがあったんじゃないかなと、そんな感じするわけなんですけどね。震災関係の工事の減額はわかるんです。

ただこの人件費の減額、特に時間外手当ですね、これがかなりの各款にわたっての減額が多いわけですから、一体どのような見積もりで当初予算とったのかですね。その辺まずもって。

それから、49ページの商工費、観光費になるんですが、この観光協会、あるいは商工会の中の観光物産連絡協議会などあるわけです。その事業の中に東京都にアンテナショップが設置されておるといようなお話でありましたが、そういった成果というのはどのようにあらわれているのか。まあ担当課長もなかなかこの細かいことまで難しいかと思うのでね。数字的なことはなかなか大変でしょうけれども、具体的じゃなくても成果ぐらいはお聞きになっているかと思うのでね。その辺お話してください。

それから、51ページの委託料なんですけど、これも減額、各項目にわたりましてね、区分にわたりまして大分の、幾らですかこれ、1億1,900万円、それも委託料です。この委託料の減額補正の理由ですね、それをお話してください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 時間外勤務手当の積算ベースについては、ちょっと今資料全体の分持ち合わせておりませんので、きちんとしたお話できないんですけども、大きく2款の選挙費で減額をしてございます。この減額幅が大きうございます。とりわけ、各選挙費に時間外勤務手当を計上してございましたけれども、ご承知のとおり昨年の選挙がトリプルで行われたということもございまして、一括の事務執行もありましたので、事務従事者は3つの選挙一緒にやってしまったということもございましたので、今回不用な部分は減額している内容でございます。その他の部分につきましては、当然増えた部分もございまして、減っている部分もございまして、一概に大きな要素がございせんが、総じて復興事業従事者の職員についてはどうしても時間外対応が結構多うございますので、その辺についてはふえている要素はあるというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 物産の関係でございますが、まず観光協会とか決まったところが東京だとかそちらのほうで通年をとおしてアンテナショップとかを開催しているということではございませんで、いろんな方面から、特に震災後は支援の一環ということもあるんでしょうけれども、南三陸町の宣伝とそれから物産販売を兼ねた宣伝等のことを、そちらのほうのいろんなイベントがある際に出展されてはいかがですかと、そういうようなお誘いは結構ございまして、それでそういうところには時折出展させていただいています。時折といいますのは、こちらのほうでもまだ物産をするに当たって、お誘いしてくるところがどうい

ようなものがあるのかというのをやり取りいたします。やり取りというか相談いたしまして、こちらのほうで、南三陸さんのものでこういうのを地元の人たち、地元って向こうの地元の人たちは欲しがっているんですけどもねとかという話を聞きまして、そういうものを販売しております業者のほうに私どものほうから直接当たることもありますし、あるいは商工会等を通じて推薦していただいたりということもあります。ところが、現時点では、再開している事業でも、店を2つか3つ構えて同時にするというのはなかなか難しい面がありまして、どちらかというところにはこちらのほうから何とかそっちにも何日間か行って物産というか、向こうのイベントを盛り上げるために店を出していただけないかという、いつも低姿勢というわけじゃないですけども、そういうようなことでやっております。その際に、向こうでそのものを売る場合には、それはもちろん収益が上がるでしょうけれども、行ったり来たりする際の輸送だとか、それらに関しましても結構手間暇がかかる場合がございます、その場合には物産連絡協議会という名称のところに補助金は出しておるんですが、これは具体的には商工会を中心としています。ただ、そちらのほうで手が足りない場合には、観光協会のほうとかに緊急雇用で人を雇用したりしていますので、そちらのほうからの手伝いももらうこともあります。

観光協会といたしましては、そちらに物販で行って、さらにこちらのほうのPRもしてくるという、そういうような一石二鳥というか、そういうようなねらいもあって手伝ったりすることもございますし、それから、どちらかというところ、行政のほうから、向こうの行政機関から私どものほうに声がかかった場合には、無下に断ることなく、できるだけ対応することにしておりますし、場合によっては私どものほうの職員も行って、はっぴ着るかどうかはまた別にしまして、向こうに行って一緒にそういうようなイベントの盛り上げに一役買うという、そういうようなこともしております、数字的なのはなかなか難しいんですけども、そんなこんなをすることによって、我が町のPRというか、イメージアップを少しずつ図っていかうと考えておまして、どちらかといいますと、行政だけじゃなくて、民間の事業者と一緒にやる方がいい場合もありますので、官民一体でやっているんですよという、そういうような意味合いも込めてやる場合もあります。これは形態としてはいろいろですけども、すぐに効果はあらわれないにしても、いずれはそういうことで名前を売ることが必要なんだろうということで活動しております。

それから、その次の51ページのほうで、緊急雇用の関係で今回1億1,900万円、約1億2,000万円ほど減額補正させていただいておりますが、委託料です。委託料の前には町のほうで直

接雇用しております町の臨時職員の緊急雇用の分は50ページのほうに減額させていただいておまして、特にその委託料に関しましては、ほかの役場以外のところに委託して、そして雇用の場をつくってもらおうというのをねらいとしておるんですけれども、まずこの中で1億1,900万円の中で一番大きい、一番というか大きいのを申し上げますと、下から2番目の暮らし再生被災者支援事業だとかあります。これは、社会福祉協議会等に委託しまして、仮設住宅等の見回りだとかをしていただいているんですけれども、大きな原因は、これをしていただくための支援員そのものが当初見込んだほど集まらなかったと。それと、だんだんなれてきて、その必要性がなくなった関係で、それ以上雇用しなかったとかですね、あるいはそれ以外の部分に関しましても、この委託料そのものは人件費そっくりではございませんで、65%以上は人件費に使ってくださいということにしております。それらの部分で、人件費は月給制ではなくて、日給月給にしております。なものですから、何かの都合で今月何日休んだとか、何日しか勤務しなかったという場合には、それに応じた給料支払いをしております関係で、当初見込んだ金額よりも少なくなっております。あわせてその事業量が減ってくることによって、消耗品だとかそれらもろもろに係る経費もすくなくなっております、今回整理という意味を込めまして、今回減額させていただいているという、そういうような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まず最初の人件費の減額、時間外。課長答弁ですとトリプル選挙のために当初見ておった選挙の一括して行われて、その分の人件費が浮いたというか、必要なくなったというようなお話でありました。これはまあ10月に施行された町長、議員、それと宮城県知事ですかね。私この不用減といいますか、入札先も同じなんですけれども、そのときに不用になったものについては、速やかにやはり減額補正すべきだということを何度も言ったことがあります。そのときに副町長はそうすべきであるというお話をされております。10月の選挙で今3月ですよ。12月の定例会、あるいは1月の臨時会、ないわけではなかった。それを言っていたんです。なぜきょうなのか、そこなんです。速やかに不用減が出た場合には減額補正すると言っておったんですから。そのとき、そのとき都合のいい話でやればいようなことではだめですよ。皆さんが言ったこと責任を持ってやってもらわないと。そこなんです。

それから、課長ね、私以前議会でも話したかどうかちょっと記憶にないんですがね、実は、この震災後、このアンテナショップをやられてね、今話を聞くと物産連絡協議会、町が商工

会のほうに補助金みたいの出して、その補助金の中でやっていると思うんですが、東京都の巢鴨、とげぬき地蔵さんありますね。そこの住んでいる方が、ボランティアで来た方おましてね、南三陸町のアンテナショップ、巢鴨に設置されてありますと。なぜあんな場所にしたんでしょうねということをお話されたんですよ。と言いますのは、私もね、その現場がわからないもんですから、巢鴨ということだけ聞いてね、どういうことですかというお話を聞いたら、もう一本道路を、いろんな道路、枝道あるんでしょうけれども、もう一本違うところであれば人通りがいっぱい行って、お客さんも入ってるのに、全くお客さんの通りの少ないところにアンテナショップを建てたんだと。非常に残念ですねと、こうおられたんですよ、その巢鴨というところに住んでいる方にですね。そこで今質問しているんですね。どうせやるのであれば、町の補助金出してますから、効果のあるお金の使い方をしてもらいたい。最少の経費で最大の効果をあらわさなきゃならないということは、自治法の法律でうたってあるんですから、法律で。先ほど同僚議員もいろいろお話ししましたがね。最大の経費で最少の効果をやられてばかり、自治法違反ですね、これは。町としてはね、今後やはり補助金として出すことを考えなきゃならないですよ。それを言ってるんですよ。だから、どのような効果があったのかということで質問しているわけですけどね。とにかく今後、もしね、やるのであれば、やっぱり課長もね、現地に行って、ここでいいか悪いか、町長ばかり行ったらわかりませんから。町長はしょっちゅう行っているですよ。そこに行ったら行かないか。何回ぐらい町長は、まじめですから、東京出張かなりやっているんですけどね。課長も今度行ってね、担当課長ですから、あなた聞けば事務局長だということで、どこで事務局長内容わからないでうまくないですよ。しっかりね、自分の目で確かめて、そしてやらないとね。せっかくのお金出してるのに効果がなくて意味がない。皆さんの税金ですから。いいですか。

それから、委託料の減額については、今説明受けました。ただ、人数が少ない、そのためにせっかくのこの事業でもったいないなと思って今います。人材不足、この臨時職員だけでなくね、いろんな企業でも人手不足ということは聞いてますけれども。そこでね、この事業はいつまで続けますかね。来年度、26年度も継続してやる事業なのか、今年度で打ち切りなのか。あるいは何かね、けさちょっと下の職業案内所に来ておった若い女性の方が仕事探しに来ていた。どうしたのと聞いたら、私若い女の子にはすぐ声かけますからね、そうしたところ、いや、仮設の支援員だったと。もう切られるんだって、3月いっぱい。だから新しく仕事探さなきゃならないということで、非常に悩んでおりましたのでね。できれば継続して、

こうして人が足りなくて減額するぐらいであれば、首を切らないでね、継続して仕事してもらったほうがいいのかなどという感じするのでね。その事業がいつまで続いて、どうなるのか。せっかく1年なら1年、やられてきた方々がね、何か面接したところ終わったということで、再就職で困っていますのでね。せっかくの臨時職員ですけれども若い方ですから、町内の、町民のね、別な仕事もね、ある程度紹介ぐらいはするようね、期間が切れたから終わりです、さようならではね、余りにもかわいそうだなと。行政としてね、一応臨時職員としてやってきたでしょうから、余りにもね、かわいそうだなと思っています。皆さんは退職されればどこか天下りというか、それはあるかないかわかりませんがね、再任用とかいろいろあるわけですからね。臨時職員ないんですね、かわいそうにね。その辺も少し考えてやってはいかがですか。私はそう思いますよ。どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算の減額補正のあり方については、議員ご指摘のとおり、そのように感じております。今回、各費目、恐らく目レベルで事業が完了すればその段階で喫緊の補正予算で減額すべきところというのは十分理解しておりますけれども、支払いの関係上、どうしても年をまたいだ部分もございまして、最終の今回の補正の整理という形をとらせていただきましたので、この部分についてはご了解いただきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アンテナショップの関係でございますけれども、私どものほうに支援に入ってこられたボランティアの方々が、好意的にこちらのほうのものをそちらで紹介するというので、アンテナショップ的な活動をしておられるケースが多々あるようでして、ただいま議員がおっしゃいました、東京都の巣鴨のほうで開催されましたのは、こちらに支援で入ってこられたある大学を中心としたところでされたようでして、ですから、そちらは好意的にされている関係で、好意でされてるから私らほう知らんぷりというわけにはいかないで、その情報を私持っておらなかったのが恥ずかしい限りですけれども、そんなこんなで、いろんなところで好意的にやっていただいているケースがございます。今後は、来年度も私が同じ職におればですけれども、議員がおっしゃるようにいろんなところに極力足を運びながら、その成果なり、効果なりを少しでも確かめながら高めていきたいと考えております。それで、その当該のアンテナショップには、こちらのほうからは経費的な支援はなかったはずで。

こちらから物産とかで行く場合には、こちらを通していく場合には、必要経費だとかを出し

ますが、そういうアンテナショップに関してはないはずですが。

それから、その次の委託料というか、緊急雇用の関係でございますけれども、今の段階で、現時点では、震災等の緊急雇用、それから生涯現役とかの事業に関しましては、26年度まで継続するということが決まっております。ただ、これは国から宮城県のほうへある程度基金が来まして、その基金の中で運用しておるんですが、この震災後3年間は南三陸町が非常に多くこの補助金をもらっておりまして、ほかのところでも似たようなことをやりたいという、そういうような動きがあるそうですので、ですから、今後同じような形態ではなくて、形を少し変えながら、27年度以降継続される可能性もないわけではございません。ただ、現時点では26年度まで今の形態ではいくということですが。

もう一つ、後段のほうで議員がおっしゃいました、ある部署からそちらで任期が終わってというのは、その雇用先の雇用形態によるかと思うんです。あくまでも臨時職員であれば、何カ月、何年間以上は、それは継続してできないからということで、ということもおありだと思えますし、ですから、ほかの議員にもお答えしましたが、生涯現役世代継承型ということであれば、ある程度資格を取る、あるいは職業訓練も兼ねながらということであれば、3年間は同じ人を雇用してくださいということですが、そうじゃない、震災等の対応型となると、そういうような3年間というしぼりがございませんので、その雇用先では何カ月ごとに、あるいは何年ごとに更新しなければならないという、そういうこともあると思います。なお、ただ、緊急雇用事業に関しては、特に震災対応に関しては、この震災によって仕事を失った方という、そういう縛りもあるものですから、その辺のところでは誰でもいいというわけにはいかないというところ、そういう少しところがあるものですが、仕事を探している方に関しては、できるだけ対応できるようにはしたいと考えます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それでは、まず最初の時間外手当、目ではなくて区分の中でのやりくりもあるのだというような説明でありましたけれども、その目はすぐやらなくてはならない、区分であれば後でいいとか、それはないのでね。だから、私は思うには、いずれにしてもやはり不用減は不用減でいったん出たら、やはり減額補正はするべきであると。そして、また必要であればまた補正で取ると、これがやっぱり行政のやり方かなと思って私ずっといたんですがね。その辺、私の解釈が間違っているのかどうかね。

それから、今その物産の関係で、町長随分詳しいようで、そこは町が出したところじゃないというようなお話ですね。では町が出した物産、あるいはアンテナショップって何カ所で、

どういふ成果あります。あなた何回ぐらい行きました、東京に、そういう関係で。

それから、委託料につきましては、これらの社会福祉協議会の何を通じてやってて、直接町が人を雇用しているような内容でなかったのですね。ただ、事業主体がそうであっても、やはり町が一応窓口となってやってるものですからね、もう少しその辺も考慮しながら再就職のほうもやっていただきたいなという感じはするんですね。わかります、言っていることはね、臨時職員じゃないということですね。ただ、期間が切れた、あるいは何か突然というか、3月いっぱい切られて、この次の就職どうしたらいいかと悩んでいる方も結構いるようなのでね。その事業そのものは、これは今年で終わるんですか、来年度もまた継続して26年度も。その際に規模は縮小されるわけ。まあ予算に後で出てくると思うんですけどもね。

それから、その臨時職員じゃないから継続ということも可能なんでしょう、例えば社会福祉協議会からの。町の職員であれば1カ月とか2カ月休んでまた再雇用ということになりますけれども。その辺もね。そうすると、3月で一旦切られて、継続であればまた4月からやれるということも可能なことでもありますからね。その辺のところの周知といいますか、それはどのようにこれからしていくのか、町としてね。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算整理のあり方については、議員ご指摘のとおりというふうにも認識してございます。できるだけ年の後半になりまして補正予算編成時、また参りますので、その折には適宜予算執行もしっかり管理しながら適正な補正予算の編成に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用の関係につきましてはですけども、今年度と同じような形態で26年度は実施いたします。ただし、規模が若干小さくなってまいります。と言いますのは、少しずつその需要がなくなっているというところもあるものですから、そういう形でしたいと思います。

それから、議員が今おっしゃいましたように、勤め先によっては何か月か休んでもらうということも必要になりますので。ただ、原則としてそういうところで雇用する際には、私どもの無料職業紹介所を通すか、あるいはハローワークを通すかということで、しっかりとした雇用形態にしてくださいということにしていますので、職を探す方々がそういう窓口に行った場合には、県のその制度の説明はしっかりとされるものと私どもでは思っておりますが、ただ、これは余計なことかもしれませんけれど、なかなかその仕事に合うとか合わないとか

といろいろあるようでして、逃げるわけじゃないですけど、その雇用の中身まで我々がこの人を雇ってください、この人はだめだとかということは言えるものではないものですから、その辺は柔軟に対応していかざるを得ないのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今回の補正予算はね、25年度最終なのかなというふうに思います。

171億円、約ね、という非常に多額の減額ということであります。まあ、説明もさっさとなさったろうと思いますが、主たるような減額の理由について、簡単に、簡潔に、私もね、簡単に、簡潔に質問していきます。まずそれが1点であります。

何点になるかね、見ながらですのでね。3点で終わるか5点になるか。

その次にですね、歳入、15ページね。一番重要な町税であります。当初予算が幾らだったのか、前回までは1億6,100万円、個人ね、個人、法人ともに増額と、非常に喜ばしいことのように見えるわけですが、果たして震災前は幾らであったのか。昨年のが、当初予算じゃなくて、最後では決算ということですかね、幾らぐらだったのか。その辺の内容について。

2つ目、それから19ページの3目公共土木施設災害復旧費負担金が減じられておりますが、こういうのは今回が現に負担金ですからね、こういうものはどういうふうな措置をするのかなど。返すようになるのかなというふうに思いますが、この辺の理由ですね。

それから、20ページの3節町税費ですかね、1節災害廃棄物処理事業市補助金であります、これが現段階で追加ですね、追加予算。これから今、3月年度が終わろうとしているときね、何のために、これからどこへどういうふうにするのか。それらについて伺います。

それから、26ページの復興交付金の基金の関係あります。451億9,000万円とかというような説明ですけど、間違いがあるのか、ないのか、これの今後の基金の使い、年度ごとに。これは復旧するために使うお金ですからね。どのような計画を立てているのか。

それから、42ページの民生費の13節委託料、これまた今ここへ来てね、8億9,800万円という新たな補正であります。説明はさっとしたんだろうかもわかりませんが、この辺は少し詳しく説明をしていただきたい。

それからね、また建設課長さんに語らなくてならない。48ページの漁港建設費。寺浜、藤浜ね。32億4,400万円ということですが、恐らく今の時点で補正、これだけの多額の補正を計上しているということは、年内に、これから仮契約に入るのかね、あるいは内々にね、時間がないから仮契約していたのかね。これからやろうとしているのかね。果たして本年度に着工

できるのかできないのか。なぜできないとすれば、今の時期に計上する理由があるのかですね。その辺も。

それから、先ほどに関係するのかなと思うんですが、災害復旧費の漁港施設の災害復旧費3項災害復旧費のですね23節過年度農林水産業施設災害復旧費負担金の返還金と、返還金ね、これ返すんだから。これについては、どこの分をどのように返還、するという事だからね、なぜ返還するのか。細浦のことでもやるのかわかりませんがね。この辺につきまして、私もわからないけれども7つか8つだと思いますが。

それから、念のため、先ほどのコンサルタント会社は両方東京都の本社があってですね、それなりの募集関係も非常に大きい会社であります。会社概要を申せば仙台支店もあるということ。漁港の会社はその割でないの見たんですがね。まあ、そんなこと語ると失礼ですからね。それぐらいの大きな立派な会社なんだということがわかりました。いいとか悪いとか別にして、存在していると。そのような優秀な会社であることがわかったということで、一応報告を兼ねて申し上げておきたいと。詳しくはまだ調べていませんがね。それらについて各担当課の課長さん方に伺いをしたいと。まず、総務課長のほうからひとつ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回の補正予算で、全体では170億円の減額補正ですけれども、とりわけ12款の復興費では、全体で180億円減額補正となっております。大きな要因でございますけれども、当初予算計上の際に、特に志津川の市街地の区画整理とか、この高台、今東地区の造成工事等入っておりますけれども、全体事業費の4割程度を計上しておりました。これが今年度の事業の実施分の出来高に合わせて支払いが発生するという事もありまして、残分については次年度以降の支払いになりますけれども、その残った分については今回全額減額補正したものでございます。これが主な原因でございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 町税でございますが、先ほど総務課長からご説明があったとおり、今年度の、25年度の所得確定による調停増ということでの補正でございます。2億7,300万円の調定額に対して95%の徴収率ということで、今回補正を組ませてもらったものでございます。

ご質問の震災前の22年度の状態を申し上げますと、決算額で4億2,000万円。昨年、24年度決算では1億8,400万円ということで、当初はそれを下回る1億6,100万円で見込んでおりました。昨年の当初予算の説明の際にも所得が確定しておらない中での予算計上ということで、

このような形になったということでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 19ページ、5億4,400万円の減でございますけれども、これにつきましては、2級河川に係る橋梁の復旧を見込んでおりました。ご存じのように、2級河川につきましては、バック堤で整備をするのが前提でございます。残念ながらこちらで思ったほどばくていの計画が確定をいたしませんでした。そのために、一旦橋梁に係る予算についてを減額させていただくという内容でございます。

それから、48ページ、防潮堤でございます。当初は26年度に予算要求をしていた部分でございます。今回25年度の補正予算が成立いたしました。その中で復興を加速したいという国の方針もございまして、26年度分について前倒して、当初と余り期間的には変わはないんですが、予算的に25年度予算を配分をされたということで今回計上しております。当然、これから工事の発注等は無理でございますので、このまま繰り越しをして、工事の発注に臨みたいというふうに考えております。

それから、61ページの返還金でございますけれども、これは先ほど議決をいただきました細浦漁港に係るものでございます。当初の請負金額が1億8,900万円余りでございました。これにつきましては、50%の前払い金をお支払いをしております。それに対して出来高が6,700万円ほどということで、前払い金に達しておりません。そういう状況でございます。それで、支払ったものについては、その年度、年度で国のほうから補助金をいただいておりますので、補助金額よりも出来高が少なかったということで、今回その差額分を返還するものでございます。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、歳入20ページの災害廃棄物処理の国庫補助金、それから、歳出42ページ、災害廃棄物処理委託料、関連してございますので一括してご説明申し上げます。

皆さんご承知のとおり、この災害廃棄物処理事業でございますが、平成23年度から25年度までの3カ年の事業ということで環境省、国の補助事業としてスタートしておりました。毎年度災害査定を受けて、その査定の範囲内での事業ということでそれぞれの年度で予算計上を行って事業を推進してまいりました。今年度、25年度はその最終年度ということもございまして、おかげさまで当初の予定どおり何とか事業のほうは終了する見込みでございますが、ほとんどの事業を宮城県に委託して行っているということでございまして、平成25年度まで

の災害査定を受けた事業分については、12月の議会の際に補正予算として計上して、お認めいただいておりますけれども、今回さらに追加で約9億円という事業費計上しておりますけれども、これは県に委託しております事業の中で、当初の災害査定に計上しておらなかった事業、追加事業の分がございまして、その事業の分につきまして国のほうとの協議の上、この分についても補助対象に認められるということで、今回計上した事業費については、全て宮城県に委託している事業の分となります。この国庫補助金につきましても、その事業に見合うだけの国庫補助金のほうを歳入のほうに計上したということになります。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 交付金の450億円の部分についてご説明をさせていただきますが、非常に5所40事業という複雑、そして種類の多い事業メニューにわたった交付金ということでございますので、主要な事業についてお話をさせていただきますが、実は450億円といいますが、例えば26年度事業とか、27年度事業としてお金がついているものを、先食いをして執行しているという事業も実はあります、区画整理とか。ですから、450億円が今何の事業にこれだけというしっかりとした仕分けというのはできかねる状況でございます。ただ、その450を大きく分けますと、来年の26年度で約半分、それから27年度で約半分ぐらい持っていかれるかなというふうに思っておりますし、さらに、26年度では第9次、10次、11次と3回の交付金の申請を行います。その結果幾ら配分になるかわかりませんが、事業費ベースで100億円ぐらい見込んでおりますので、単純にその8割とした場合に、26年度では80億円ぐらいがさらに交付金として加算されるのではないかというような見方をしております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） その減額の主たる要因につきましては、総務課長がお話したとおりなんでしょう。どこの町でもね、そういうふうに減額が大幅に当初予定よりはなっていくようがあります。それについてどうだこうだということではなく、今後の進め方など伺いたくて伺いたものであります。

それから、その次のは、答弁した順序でないかもしれませんが、議長ね、私は最初のページ数からちょっと言っていますので、私は、町税について、私が聞いたのは、昨年のことを聞いたような記憶するんだがね、昨年のことは話さないでね、22年とか、震災前のことね。震災前もそれはいいですよ、震災前もね。まあ、わかってわからないんだから。それから親切でいいんだが、昨年、24年度ですか、幾らだったんだろうなということなんですよ。その24

年度の税収の内容によって25年度の税収がね、設定されるんですから。あくまでも当初予算は見積もりです。年間予算だって見積もりですから、それはいいんですけども、いかにその見積もりに近づけるか。というのは、あなた方の手腕にかかっているんだと思いますね。わかりませんか、昨年の方。まあいいです、後でいいですよ。

それから、31ページは聞かなかったのかな。他の方が聞いたもんですから。

災害廃棄物の関係ですけれどもね、ほぼ終了ということですから、どこでもね。それで、果たして本町ではね、どんな内容になっているのかなと。ここで多額の補正をするということはね、県に委託して県のほうでやっているということですが、これで終わりなのか、またこの廃棄物について今後も予算が必要に迫ってくるのかなという、その辺はどうなのか伺いをします。

それから、48ページの漁港建設費の寺浜、藤浜、これについては、このままそっくり繰り越すというのね、そんなことできるんですか。来年やらなきゃならない。災害だからね、何でもかんでもいいというわけでもね、全てが法によって進められているわけですからね。自分の都合だとか勝手なことはできないんです。まあ契約ぐらいはするんだろうかなと思っていたのでね、伺いをしたんですが、そのまま繰り越すするというように私はそういうふうな答弁だったのかなと思いますが、それはもう一回。

それから、またこの漁港、細浦の関係で、お返しするんだというようなことですね。細浦、今後ね、いつごろまでにね、これから、私はね、必要であれば何億かかっても、何十億かかってもいいと思うんですよ。必要であれば。本当にそうかかるのであれば。国から来るものだから。あのね、国でそれは必要だよということであればね。しかしね、ボーリングにね、そんなね、ボーリングすれば億かかるなんてね、2億だと。そんなね、議会を余りにも軽視したね、そういう発言がありますか。私ボーリング専門にやっていますよ。ボーリング屋ではありませんが。そんなにかかるはずはないなと思うんです。今まで10本ぐらい掘ってますから、ボーリング屋頼んで。そんなことでね、片方が4万円、4万幾ら、1メートル。60.6でね。あなた、何でそんなにかかるの、その一体、この細浦の設計士載っているんですか。いつやるんですか。いつ設計していつ設計金額、今回載ってますか。いつの時点に終了するのか。みんな待ってますからね。あんたにやにやっってるけれどもね。質問するほうは本気で質問してるんですよ。ない頭ひねってるんだから。

それから、まあ大体そんなところでご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 町民税、24年度決算額が1億8,400万円でございます、25年度の当初の差額が2,300万円ほど、ちょっと滞納繰越分も入りますが、そのような差額でございます、今回の、現年度の1億を超える補正につきましては、営業所得だったり、給与所得が相当上回ってきたというような要因がこのような数字にあらわれたと考えられます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 海岸保全事業の予算でございますけれども、先ほど申したとおり町の考えは26年度の予算として国に対して要求をしておりました。今回、25年度の補正予算が可決されて、決定したわけでございますけれども、その分について私の勝手ではなくて、国のほうでは26年度で要求している分を25年度で手当てをするので、町のほうで受けていただきたいという内容でございます。こちらから積極的に25年度予算でということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。当然、26年と予定しておりましたので、この部分についてはまだ準備ができていない、そういうことで契約は年度内には無理だということなので、26年度にそのまま繰り越したいという考え方でございます。

それから、細浦の部分でございますけれども、さきの議会の中で、調査費のほうは計上させていただいているところでございまして、実際ボーリング調査を今しております。それで、ちょっと言葉足らずがございましたけれども、細浦漁港で物揚場2カ所とか、船揚場3カ所、そういうもろもろの施設を合わせますと20カ所そういうものがあります。

それで、別にボーリングだけではなくて、ボーリングについては多分10カ所ぐらいそういう議員の皆様のお話であれば必要だろうと。それから各施設20カ所ございますので、ボーリングデータに基づいた検討をしなければならない。その今の考え方で構造物が安定をするのか、将来的にも大丈夫かということをしなければならないわけでございます、それらを合わせると2億円を超す額になるということでございます。それで、その部分につきましては、当初の国の査定ともしかすると同じ結果になるかもしれませんし、そうならないかもしれないわけでございますが、その部分について国からの援助がないので、単独費で計上しなければならないということをお先ほど申し上げたところでございます。決してボーリングだけではございませんので、ボーリング、当然海上でやるものですから、陸上でやるよりは当然経費はかかりますし、その結果に基づいて図面を作成を、安定計算等をして図面を作成するすべての業務、工事を発注するまでもっていくまでに、そのくらいの経費が必要となるということでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

今、ボーリング終わりました、この間もお話したんですが、N値5という数字でございませ

た。地震があれば一般的には液状化をするくらい軟弱だということございましたので、今、
どういう工法で構造物をつくったらいいか検討して、待っているところでございます。いず
れ、4月になるかと思えますけれども、一定の成果が出た段階で地区のほうとまたお話し合
いをさせていただきたいというふうに思っております。工事につきましては地区のほうの合意
をいただければ発注のほうに持っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 災害廃棄物処理事業でございますけれども、先ほど申し上げた
とおり、国、環境省の事業といたしましては、この3年間で今年度いっぱい終了するとい
うことございまして、この環境省の方針は変わらないということで、委託先であります宮
城県及び町といたしましても単独事業をですね、とにかくこの3年間の間にできる限りの処
理を行うということで進めてまいりました。ただ、今後の見込みということでございませ
けれども、この3年間に限って全ての廃棄物は一般廃棄物ということで処分をしてきたわけ
ですけれども、来年度以降につきましては、この復興関連事業等の中で、また新たな瓦れきが
発生することも当然予想されるわけでございますけれども、仮にその際は、それぞれの復興
事業の中で、その事業費の中で産業廃棄物として処分を行うと、そのような形になっていく
と。ただ、そういった事業に関連しない部分で、どうしても一般廃棄物として町が処分をし
なければならない、そういった場合には、従来の一般廃棄物、家庭ごみ等、そういった一般
廃棄物と一緒に処理を継続していかなければならないだろうとは思っております。ただ、そ
の際にかなりの事業費等が必要になるような、そういったケースがもし生じた場合には、そ
の際には新たな事業計画をした上で予算化をして対応してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 漁港の関係につきまして、私はね、細浦漁港だけに限って聞いているん
だから。余計なのは聞いてるんじゃないからね。そこを親切にね、そういう親切のなげやり
のね、答弁みたいですよ、あなたの答弁は。あの箇所について、住民が大変不便を感じて
いるから、あの箇所で幾らぐらいの事業費が必要で、いつの時点で終わるのかなというの注
目しておりますよ、皆さん。そいつ、今までにね、計画、無計画だ。いつ何をしたかわけわ
からないのね。やはりもうちょっと計画、いつのいつまでに設計を終了して、いつから漁民の
皆さんに漁港を利用してもらおうと、そういうふうにとるか、努力するとかということだと。
もう一回念を言いますがね。あの場所についてのあくまでも質問ですのでね。何もほかの分

に言ってるわけじゃないから。あそこに限ってボーリング何ぼかかるとかね、何ともどこもかくもだんだん増やしてきた、語らいでいくと。

こんなのは宮城県漁港中訳わからない。

それから税務課長ね、去年はね1億8,000万円、それが24年ですよ。24年度の町税が幾らだったのかと聞いてるんですから。固定資産税と法人税とこの3つ。それが大事なことから、町税。町税、歳入ね、まあ固定資産税と町民税、あとはいろいろありますがね、たばこのありますが、そういうことは誤差がありませんから、当初予算のとおり。昨年を一つの基準として当初予算をとるべきでなかったのかなと。まあ給与所得でしょう、ほとんど。何回も聞いてるからわかるんだけど。給与がね、著しく変化しますか。著しくね、給与なんていうのはそんなにね、変化しないはずですよ。そこを聞いてるんですよ。増になった分だから。増になった分。全部持って聞いてるんだからね、私は。町村のね、去年の税の内容もね。だからね、親切にね、税の税収の多くなる方がいいことだから、それについてもう1回ね。今後のね、ついでだからね、動向といいますかね、それらもし答弁できれば参考のためにお聞きしたいと。あとやめますから、再質問のないようにお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 繰り返すところも、なるかもしれませんけれども、ボーリングは終わって、土質状況わかりました。それで、今どういう工法でやったらいいか、その工法によっては工期がかなり違ってくるという状況でございます。普通であれば深層混合といってコンクリートで下の部分を簡単にいえば固めてしまう方法もありますし、ただ、今回の場合は軟弱地盤が深さが5メートルほどしかなくて、その下に固い地盤があるということなのでそれもできないと。しからばあとケーソン、要は箱をつくってそれを沈めていく方法しかないのかなと考えています。そうすると、多分1年ぐらいの工期が必要になってくるんだろうと。まだ決定ではないので、私の1つの想像で言ってますけれども、それらがある程度、復旧工法が固まった段階で、工期等も含めて地域の方にはご説明をしたいというふうに思っています。まだ、そういう具体の説明をできる段階ではございませんので、4月になれば一定のそういう説明ができるような方針ができるというふうに考えておりますので、いましばらくその辺は地域の方にも待っていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 失礼いたしました。それでは、24年度の決算額ということで、現年対繰含めまして、個人町民税から2億1,500万円、くくりを大きくして申し上げさせてい

ただきます、法人町民税は1億円、固定資産税については3億7,600万円というような実績でございました。議員ご指摘のとおり、24年と25年度の現段階での比較において、所得が確定したと申し上げましたが、課税所得自体が震災前の65%ほどまで回復しているというような状況でございます。それから、法人事業税も法人税に係る法人税割の額が増加していると。それから、固定資産におきましては、今年度の補正額の部分につきましては、当初見込んでおりませんでした償却資産の増加というようなことで、その部分を補正した内容ということで、これら、今後どのようになってくるか、若干ふえてくるのかなど、固定資産税については思っております。あとまた課税免除が26年度で終了するというような情報もございまして、その辺を見極めながら予算の計上には留意していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 15番。

簡明に2点ほどお伺いいたします。

歳出の30ページ、総務費の1節報酬なんですけど、行政区長並びに行政連絡員の報酬の100万円の減額のこのわけをお伺いしたいと思います。

それから、54ページの消防費19節の防災行政無線個別受信機設置事業補助金ということですが、これは確認ですが、自主的に個別に設置をした、例えば作業所等の補助事業、補助金であるかと思うんですけども、その点お伺いしたいと思います。

あと1点は、直接担当課に行ってお伺いしたいという思いでおります。2点ほど。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それじゃあ簡明にお答えしたいと思います。

行政区長、行政連絡員の報酬、今回100万円減額ということでございますけれども、当初全体で56名の区長さん方を予定してございました。年度途中で袖浜と小森の区長さんが抜かれてしまいまして、2名減の状況で、現在54名でございます。それとあわせまして、戸数割という報酬も支払いの根拠がございまして、1軒当たり140円と、単価でございますけれども、当初の予算で5,000軒分計上してございましたが、最終的に4,500軒ぐらい分の予算で済んだということもございまして、それらを調整しまして今回100万円減額した次第でございます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、54ページの個別受信機の設置補助金のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

当初予算で90万円を計上してございまして、51万円減で予算残額が39万円でございます。各

世帯に1台につきましては町のほうで無料で設置するわけですがけれども、作業所、事務所等で設置希望があった段階で、3万円を上限に2分の1の補助というふうなことで補助金を交付してございます。したがって、39万円ですので、13機、事務所等に今回実績として設置をしたというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） またお伺いたします。

それでは、この区長さん、お辞めになられたのかな。この震災によるものという解釈でよろしいのでしょうかね。

それから、防災無線のこの自主的に設置は今後の申請要請があればそれに当たっていかれるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 個別受信機の補助金につきましては、新年度予算でも計上してございまして、申請があった物件に対しては遅滞なく設置をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 防災無線の件は了解しました。

区長さんがお辞めになられたというか、今後、そういうあり方でよろしいのかどうか。どういってお考えなのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 行政区長、行政連絡員については、この4月に一斉の改選期を迎えるということもありまして、先日の全員の会合の際に、町長からも基本的には引き続きお願いしたい旨もお伝えしておりますし、改選される行政区等につきましても、新しい方を速やかにお願いできるように推薦をお願いしたいとお話を申し上げているところでございますので、今欠員が生じている行政区につきましても、できるだけ欠員の生じないような形でご配慮いただきたいという旨はお伝えをしております。

町と地域を結ぶ情報連絡手段の最たる方々でございますので、できるだけ欠員が生じないように、今後ともご配慮できるように進めてまいりたいなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(星 喜美男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時45分 延会